

令和元年

第3回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和元年9月9日

閉会 令和元年9月9日

忠岡町議会

令和元年 第3回忠岡町議会定例会会議録

令和元年9月9日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

議長 (杉原 健士議員)

おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (杉原 健士議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (杉原 健士議員)

事務局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

令和元年第3回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 一般質問 |
| 日程第5 | 議案第37号 委託契約の変更について
(忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業委託) |
| 日程第6 | 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)) |
| 日程第7 | 議案第39号 忠岡町功労者表彰について |
| 日程第8 | 議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第41号 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第42号 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第43号 忠岡町国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第44号 忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第45号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第46号 町税条例等の一部改正について |

- 日程第15 議案第47号 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第48号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第49号 忠岡町火災予防条例の一部改正について
日程第18 議案第50号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について
日程第19 議案第51号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
日程第20 議案第52号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第21 議案第53号 令和元年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第22 認定第1号 平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23 認定第2号 平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定について
以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。

ニュースで非常にびっくりしましたが、台風13号、15号に挟まれました忠岡町、近畿地方ですが、しかし暑い日が続いております。台風被害に遭われた方々をお見舞い申し上げます。こういうように思っております。

皆様方にはお変わりございませんでしょうか。本日は、第3回議会定例会開催の招集をお願いいたしましたところ、議長様を初め公私何かとお忙しい中ご参集くださりまして、ありがとうございます。本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会、全員協議会等で十分ご協議いただいていたところでございますが、本日もよろしくご審議を賜りたいと思っております。

ところで、学校の始業式は9月1日ですが、令和になってからは8月25日が始業の日です。ことしは25日が日曜日でしたから、26日が始業式ということだと思っております。大人の私たちは勘が狂うようですが、子どもたちは学校が好きの気持ちがありますので、その心を大切に育てていきたいと、こういうように思っています。暑くなかったらいいのになと思えますが。

話は変わりますが、来る9月16日は敬老の日です。本町の最高齢者は105歳の女性

です。きょう現在、99歳以上の方が8名おられます。これから迎える人生100歳時代、住民の皆様方も健康に留意され、長寿、長命に過ごされんことを祈念申し上げるとともに、30歳以上の町民の皆さんへ、健康診断を受けたり健康づくりに関するイベントに参加していただいて、健康と素敵な商品がゲットできるという健幸マイレージ事業にぜひ参加をしてほしいと呼びかけまして、私の挨拶にいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、6番・是枝綾子議員、7番・松井匡仁議員を指名いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より9月17日までの9日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、9月17日までの9日間と決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 和田善臣議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。和田議員。

監査委員（和田 善臣議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和元年6月25日及び7月23日に行いました内容で、帳簿等は、同年5月31日及び6月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計及び各特別会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布しました数値表

のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 和田 善臣

議長（杉原 健士議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

通告書に基づきまして、令和元年9月の一般質問をさせていただきます。

まずは、外国人観光客増加に伴う民泊事業に対する忠岡町の姿勢及び今後の対応についてご質問いたします。

ご存じのとおり、民泊とは自宅やアパートなどを利用し、住宅宿泊事業法に基づき設置されます。基本的には住宅地のど真ん中にも開設できることから、今後の関西圏のインバウンド需要、及び関西国際空港からの利便のよさを考えれば、忠岡町内においても事業者が開設を視野に入れることも遠くはないことだと思われまます。

外国人観光客が町中で見かけられ、国際的な雰囲気を感じられ、空き家などが有効利用されるというメリットが、よくテレビ番組等、メディアでは強調されます。反面、町外の住民や企業が運営して、買い物に関しましてはコンビニやスーパーだけで済みます。そのような中で、ごみ処理、救急体制、警察については、その地域の自治体が実質的に負担するだけという、要は実質的な利益が地域に全く落ちない状況が社会問題化されており、いわゆる観光公害という現象も叫ばれております。

これらの現実のもとに2点質問いたします。

1点目です。忠岡町内で民泊をしたいという登録や相談、民泊と思われる苦情、相談等の状況は、現在どのようなものでしょうか。

2点目です。忠岡町内に民泊事業者が参入されることに関しまして、どのように考え、必要に応じた対策や対応を講じていく予定でしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございますが、一般に民泊と呼ばれるものにつきましては、国家戦略特別区域法に基づく特区民泊と、それから住宅宿泊事業法に基づく新法民泊がございます。民泊の実施に当たっては、営業日数や宿泊日数などの条件をクリアした上で、大阪府への届け出、また認定を受けることにより営業が可能となるものでありますが、現在、本町においてはいずれの民泊も営業は行われていないという状況でございます。

2点目につきましてでございます。泉州地域におきましては、K I X泉州ツーリズムビューローが主体となって、関西国際空港を中心とした観光事業の取り組みが展開されており、本町においても民泊業者の参入は予測される場所ではございます。民泊事業者の参入は、騒音やごみ問題など近隣とのトラブルの原因ともなっているというふうなことの報道も耳にしているところでございます。民泊は、国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊サービスに対応するために規制は緩和されているものであることから、質問いただいているような自治会ごとの規制とかということについては非常に難しいというふうに思われます。

経済の活性化や地域の発展、それから交流につながるものであれば歓迎はいたしますが、現時点での積極的な、民泊の参入について推進を行うような、そういうようなことについては今のところ考えは持っていないところでございます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。なぜこんな質問をしましたかといいますと、私自身も士業仲間とか、そういう勉強会、交流会に参加してまして、その人らが、要は民泊事業をいろいろ展開していきたいというような話もあるんです。ただ、大体不動産屋系が言うのは、民泊するにしても、大体もし所有者がその近隣の人やと大概貸さないと云います。逆に言うと、代が変わり、相続でいかれて、次の代の人がもう売り払いますと。その売り払った人も遠くに住んで、忠岡に縁もゆかりもありません。買い取ったところは中小の不動産屋、企業関係とかそういうような、インバウンド目当てにやる人だけど、もう忠岡町と縁もゆかりもありません。要は言われても痛くもかゆくもありません。近所から苦情があろうと、役所に言うてくださいというような。一定の規制はありますけど、連絡体制だって、大体3割、4割はまだ不備が続いていると云います。

今の状況でいうと、なかなか規制は難しいということなんですけど、このようにまだまだ地元の間が多い、それこそそういうような忠岡町におきまして、トラブルのほうが先

に先行するかなと思います。

ただ、堺市とか奈良県の生駒市とかに、僕はすごい民泊のええところを見に行きました。1泊で大体2万から3万、4万かかります。すごい豪華です。きれいです。やっぱり来てはる方も、すごいその地域でいろいろ質というか、そういうのが全然違います。でも、民泊で安く、悪かろうでええから安く、1泊500円、1,000円ぐらいで1人おさめたいというニーズのほうははるかに多いので、そういった方たちが起こすトラブルのリスクということを考えれば、例えば今後の視点にはなりますけど、各地でこういう民泊に対して規制したいという声が上がってますので、忠岡町もその辺はしっかり見据えていただきまして、例えばですけど、宿泊税を課すとかですね、それこそ騒音防止条例とか、あんなん厳しくしてしまったら、逆に忠岡町の住民の方に対しても厳しくするという間違えた、今暮らしている方の生活に対して害することもありますので、そういったことも踏まえまして、またそういうことがございましたら、できる限り速やかに検討に移られていただけますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

先ほど答弁させていただいたとおりでございますけども、民泊が参入することによりまして住民の生活環境に大きな影響があっても困りますので、今のところは忠岡にはそういうような民泊はございませんけども、近隣で既に民泊が参入しているような自治体の状況等についても調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

近所でされたら嫌やけど、100メートル先やったら別にして構わへんよというのが、大体民泊のセオリーというか、そういうような話をよう聞きますので、そういったことも踏まえまして、また検討いただければいいかなと思います。

次に、職員の採用についてご質問させていただきます。数年前にも同様のご質問をさせていただきました。その際には、採用に困っていないのではないという旨の回答をいただいていたところなんですけど、現在、働き方改革の一環で、就職氷河期世代と言われる35歳から45歳への支援が国よりなされています。ちょうど僕はそのど真ん中の40歳なんですけど、社会からは、僕らの世代はよく言われたのは、働かせてもらえるだけありがたく思えと。おまえらみたいなやつは掃いて捨てるほどいるんやと。嫌やったらすぐやめたらええ。あした求人出したらすぐ来る、というようなことを当たり前のように言われて育った世代です。

保育・教育無償化など、今、この10月からのサービスのほうにも、子育て世代のサービスというようなことでありますけど、実際問題、もう僕らの世代、子育て世代、保育所、幼稚園が終わっている世代です、半分以上は。これからまだ育てる子もいますけど、そういった行政サービスの恩恵にさえもあずかれへんかったという、僕は別名、使い捨て世代と呼んでいます。

残念に思うのは、推進する国や都道府県が正職で採用するのは全て民間採用の受け皿に向けさせようとする、この点は自分の中ですごい疑問に思っています。ただ、宝塚市では、就職氷河期世代に向けた採用に1,800人。たった3人の枠に1,800人、倍率にして600倍の応募がありました。その中には、社会人経験豊かで、さまざまな専門資格を持っていて、それをなかなか生かしてもらえない、そのような方も多いと聞きます。忠岡町内でも優秀な人材を求めるということでありましたら、この世代を中心とした採用を、今後、現行の採用に並行して行うべきやと思います。

メリットとしては、給与や職業の割に、優秀で、かつ昔ながらの仕事観を持っている、それに定年まで多分ほぼやめないことでしょう。ちゃんと続けてくれる。役所の機能は、僕は何度も言わせてもらってますけど、所得をどう再分配するかやと思っています。つまり、不公平感をいかに公平にするかというのが役所の機能やと思っています。小さいまちです。そんなに大々的にはできないかもしれないですけど、そのように世代間の不公平感を町としてもちょっとでも取り去っていただくように、この職員採用については検討いただけないのか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ご質問にあります就職氷河期世代は、非常に雇用環境が厳しい時期に就職活動を行わなければならなかった世代であり、その中には、希望する就職ができずに不安定な仕事についたり、無職状態にある方など労働者としての問題と、有能な人材が生かしていない雇用側にとっての問題など、さまざまな課題があるというように認識しております。

国におきましても、就職氷河期世代支援プログラムとして3年間の集中支援プログラムを実施しているところでございます。本町におきましても、全職員177人の中で同世代は37人、20.9%となっており、他の世代と比較してもこの年代は若干下回っておりまして、加えて、同年代につきましては組織においても事業等を進める中においても中心となる世代であり、本町といたしましても組織構成において頭を悩ませているというところでございます。

今後の職員採用の中で、最も我々といたしましても採用したい年代であるため、来年度

の職員採用等におきましても検討してまいりたいというように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。来年度とは言わず今年度からスタートしていただければ、だんだん僕らも年代、1年たてば1個上がっていきますので、当たり前の話ですけど、できるだけ速やかにそういった視点で取り組んでいただければなと思います。

すみません、続きましての質問に移ります。幼児教育・保育無償化についてご質問させていただきます。

この10月、来月より、ご承知のとおり消費税増税に伴い幼児教育・保育の無償化が始まります。無償化につきましては、一般的に2歳以下でも全て対象になるんやというように勘違いされている風潮があります。

僕も、実は自分の娘が2歳なんですけど、「来月から無料になるんでしょう」というふうに聞かれました。「いや、働いているんですよ」と。「働いていたら多分違いますよ」と答えると、大体言われたのが、「お正月に旅行を考えてたのに」というような回答を返されたり、別にそれは僕に対して恨みじゃなくて、「あらっ」というね。どうしても選挙等のときに、無償化、無償化ばかりが叫ばれて、その注意書きみたいなのを誰もなかなか見ないですし、現に若い人なんて、新聞を取ってないのがほとんどです。でっかいネットのホームページのポンと出たところだけ見て、それで細かいところは見てない方のほうがはるかに多いという、ちょっとそういう世代が多いということもあるので、そういう勘違いも多くされてるんやなと思います。

そういった事実をもとに、無償化については対象にならない世帯、及び次年度0から2歳児の現在利用している家庭、及び次年度に申し込みされる方がおられますね。0・1歳の世代に対しては、どのように周知、啓発を進めていく予定でしょうか、お答えください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせにつきましては、先日の全員協議会におきまして説明させていただいたチラシを、就学前施設を通じて各家庭に配布させていただきます

ので、そちらをごらんいただければと思っております。もちろん電話などで問い合わせがあった場合につきましても、丁寧に対応はさせていただきます。

また、次年度に新規で申し込みをされる保護者の方につきましては、ことしの11月に申し込みを受け付けする予定ですが、無償化についての説明も含め、窓口において丁寧に説明させていただこうと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

先日の話をいきなり持ち出してなんなんですけど、保育所の三者協議会でも、僕も知らなかったんですが、1号から新2号とかいう制度がありますよね。僕もようわからんのです、正直それが。大体わかるんですけど、細かくまで説明できるものでもないし、親御さんからしたら、まだ全然、現在入園されている方たち自体も、どちらかという説明を直接欲しいというニーズがあったと思います。それは多分、ピープルさんだけじゃなく、東のほうもそうですし、チューリップさんのほうも同じやと思うんです。

これが例えばでっかい市で、何百カ所もあるとかいうんやったら話は別やと思うんですけど、やはり小さい町を日ごろ標榜して、コンパクトということのを売りにしてるんですしたら、できる限り、もう来月スタートですけど、親御さん、保護者に対する直接出向いての説明等もしていただきたいなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

誤解のないように懇切丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

それは直接出向いてという部分は、どのようにお考えでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

公立のほうにつきましては、保護者のほうには説明をさせていただいております。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

3回目ですね。

最後に、できたら民間のほうも、並びにニーズがあるんやったらしていただければなど思っています。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

ピープルさんとチューリップさんにつきましても、調整しながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。できる限り懇切丁寧に、よろしく願いいたします。

続きましての質問に移ります。民間運営におけるスポーツセンター、コパンさんが運営されているスタジオのことについてご質問させていただきます。

ことしの4月より民営化されまして、以前と比べ物にならないぐらいの利用がされているなと思います。駐車場を見ていても、以前でしたらがらがらのところが常に満杯、8割、7割ぐらいは埋まっているなというのが空気感としてあります。それだけ人の移動があって、こういうところを利用してくれる方が1人でもふえるというのは、僕はすごくよかったなと思います。通年でプール利用できるなどのメリットが多く見受けられます。まず前提としては、この質問をさせていただくことによりまして、今後の利用者増につながるようと思いつながりながら質問させていただきます。

1点目です。質問内容にあるように、ことしの4月から民営化したことによる小学生以下の夏場のプール利用状況は、昨年同期間と比較してどのような増減傾向が見られますでしょうか。

2点目です。コパンさんに外部委託したことによりまして、忠岡町の財政効果額は幾らぐらいになるでしょうか、お答えください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

1点目のご質問にあります夏休み期間中の子どものプールの利用状況についてでございますが、昨年度は1日平均約59人の利用がございまして、今年度は1日平均約17人の利用でございました。町内、町外利用者のデータは取っておりませんが、今年度より一時利用につきましては、町外の利用者は利用できなくなったため、あくまで推測ではございますが、町外の子どもの利用が減少したものと考えております。

2点目のご質問であります指定管理を導入したことによります財政効果の見込み額についてでございますが、指定管理料を支払う今年度からの3年間は約2,650万円、その後は独立採算での運営を予定しておりますので、約2,900万円を見込んでおります。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。1日平均の数に直すと42名減少したと。それが全部町外ということ自体があり得るのかということ、なかなかそれはあり得ないところかなと思います。実際問題、やっぱり小学校1年生、最近でしたら小さい子やと親が大概ついてくるんで、そういったものでいうと一時利用のそういうニーズが、去年でしたら夏場ですね、大人200円、子ども100円、温水プールではないので条件が全然違うとは思いますが、それがことし700円から300円というような金額になったので、そのぐらいのお金を払わなあかんのやったら、ちょっとほかはないのか、行くのをやめようか、その辺はどういう心理が働いて、どういう作用をしたかはわかりません。

ただ、やはりもともとの物自体は、公が建てた施設ですので、やはりその辺、一定減ったであろうというような方たちに対して、今後ご配慮いただきたいなと思うところで、例えば民営化していただいたんですけど、下にありますね、子ども限定にはなりますけど、これでしたら、小学生でしたら8月だけ、子ども券で1カ月定期を買ったら、8月だけやったら、7月の夏休みに入ったときから8月末まで使えないですよ。ただ、今、町長も先ほどおっしゃったように、もう今25日からスタートすると。それでは、子どものほんまのニーズやったら、7月21日から8月24日まで使えるほうが、買って行きやすいというのがあると思います。そういったことでいえば、夏休み券などの通し券をつくっていただくなど、例えば夏休み、春休み、冬休み中は、例えば親子のペアチケット等を一定発行するとか、コパンでいえば火曜日は休みですので、そういったところを忠岡町がしっかりとこの財政効果額をもとに支援して、開放するなり、低額な料金でやるのか、その辺はわかりませんが、そういった形でできるだけ住民サービス、これまでの人たちが使いたかったけど、値段が上がったことによって使えないであろうという人たちの何らかの補

償という形でしていただけないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

子ども限定で夏休み期間、通し券の発行ができないかということでございますが、通常、定期利用は1カ月単位の利用でございます。利用料金の設定につきましては、指定管理者が決定することとなりますので、夏休み期間限定での通し券となりますと、利用料金による収入が減少することとなります。事業運営に影響を及ぼすこととなりますが、一度指定管理者と協議をさせていただきたいと思っております。

次に、夏休み、冬休み、春休み期間中の親子ペアチケットの助成につきましては、利用状況によっては多大な財政負担となることから難しいものと考えておりますが、学校休業期間中での無料プール開放日など町民に少しでも還元できるようなイベントが開催できないか、指定管理者と協議をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく願います。あいている火曜日等が、忠岡町が一定支援することで、住民の方が自由に使えたり、そういった意味でつながるのであれば、多分この議会で反対する人はいないと思っておりますし、火曜日だけで、夏休みとか、ああいう長期休暇でいうても、年間というても多分10日前後ぐらいと思うんです。そういった意味では、その辺の協議を踏まえてコパンさんと進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

すみません、質問に移らせていただきます。消防団団員への資格取得支援についてご質問させていただきます。

近年は、毎年のように日本各地で災害の懸念が高まっております。必然的に復旧支援体制におけるニーズが高まっているのも皆さんご承知のとおりだと思います。昨年の西日本豪雨における土砂の除去1つをとってみましても、大きな通り、例えば忠岡でいえば、町道、公道ですね。府道、国道、町道などは自衛隊など、そういうところが早期に対応がされており、ほんとに2日、3日で大部分はされてるということで、それはすごいなということも感服しました。

ただ、一番問題なのは、個人宅の私有地に起きました流れ込んだ土砂です。もうこれは1カ月、2カ月たっても除去されていないところがざらにありまして、それはどうやって

対応しているかという、大体がボランティアの人たちの人海戦術です。スコップを持って対応されてました。それを見てちょっと僕が思ったことは、すごい効率が悪いなというふうに思っていました。

その町のボランティアセンターの方と話したら、重機、軽シャベルがありますね。さあっとすくうやつ。ああいうのは一種、企業と災害協定とかいろいろ結んでいるんで、確保できんわけじゃないと思います。ただ、操作できる人がいないから、ショベルカーがあれば、1時間あれば、今最近でしたら、家の前、車3台ぐらいとめられるような道路から直通のようなところがあるじゃないですか。そういうのも1時間もたたずにかき出せる量を、これ数人で丸1日かかって、こうやってやらなあかんという、本当にそんな状況が当たり前のようになってました。

で、私も当日、大型免許を持っていますんで、半日は当日朝から、効率悪いなと思いつつも、昼からマイクロバスでボランティアセンターと、駅と駅とボランティアセンターをずうっと運転してましたけど、帰っていく人の何と悲壮感というか、ただ疲れたんやろなと思いつつも送ってました。それはそれで僕も出てたんでよかったと思うんですけど、そういう軽ショベルカーとかを運転できて、そういう操作できるような資格ある人が、本当にこういうときにボランティアとしていてくれたらいいやろなと思いつつも。

こういった、いざというときですね、ないほうがいいんです。その人たちの資格が腐って、腐るという言い方は悪いですけど、使われなかってよかったねとなるのが一番いいとは思いつつも、そのいざとなるときに、そういう役立つ資格を、例えば消防団とか志望するボランティアの方々に1人でも多く取得していただきまして、可能な範囲で1日でも活動してもらおうということは、住民の安心・安全の大きな担保になると思いますし、忠岡のためだけでなく、例えばほかで起こったところのそういうものに対してサポートしていくということは、お互いさまやと。日本から昔でいう和の文化をほんとに忠岡として体現できると思います。

日本全体がよりよくできるお手本を示すこともできると思いますので、以前にもちょっとこれ質問もさせていただいたんですが、いま一度こういったことをご検討いただけないのか、お答えください。

議長（杉原 健士議員）

花野消防長。

消防本部（花野 勝也消防長）

消防団員への資格取得支援でございますが、災害発生直後の消防団員の活動は、避難誘導、消火活動、救助活動が主な活動でございます。

災害復旧時には、ご質問の大型免許や特殊車両の免許を取得している方が重量物の除去など、車両、これは重機ですね、車両はあるが運転する者がいない場合、免許を取得していれば、復旧時には活躍できるものと考えております。

現在、消防団で大型免許や特殊車両の免許を取得している団員が数名程度おります。災害復旧時には、特殊車両等があれば運転は可能であると考えておりますが、現在のところ、消防団に限定し制度を創設するのがよいのか、今後、他市でこのような制度を実施しているところがあるのか、十分確認しながら調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

他市で調査とあるのですが、まず他市でないので、その辺は踏まえていただいて。ただ、僕もこれは消防団にこだわってはおりません。できる、いざというときに動いてくれる方、それを操作してやってくれる方がいれば、僕はそれほどのような方でもええと思っております。という中におきまして、将来的にはこういうような資格支援なり、そういう確保については、ボランティアのカテゴリーとして加えていただきたいと思うんですけど、そういうような検討はいただけないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、毎年日本各地で災害が起き、昨年の台風21号でも本町にも大きな被害が出たところでございます。復旧支援体制の整備が必要であるということは認識しております。

災害ボランティアセンターにおいて志望するボランティアに対し、新たな資格取得の支援ができないかということでございますが、災害ボランティアセンターの開設につきましては、本町では社会福祉協議会が行うこととなり、その開設、運営については、本町の災害対策本部と十分に連携して行う必要がございます。昨年も忠岡町社会福祉協議会が開設、運営を行ったところでございます。

現在のところでございますが、災害ボランティアセンターにおきまして資格取得支援につきましては、財政援助する、その助成する費用等の財源はどうするかなど問題等々がございますので、ただいまのところは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その講習自体も、1人頭1万円とか数万でできるものですし、団体で10人、20人希

望がおれば、そんなに負担もかかるとはならないと思います。費用対効果でいえばすごい高いものかなとも思います。今後、もう時間が来たので、継続的な検討ということでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川和也でございます。議席を賜りましてから2度目の定例会、そして2度目の一般質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めの質問についてでございますが、観光における広域連携に関して質問させていただきます。初めての一般質問時にも広域連携の質問をさせていただきましたけども、今回も広域連携について質問させていただきます。

私を取り上げたいのはDMOであります。一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローについてですが、まず初めに、忠岡町の観光資源、魅力というのは何なのか、お聞かせください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問の本町の観光資源、魅力につきましては、本町の観光ガイドマップでも紹介をさせていただいております正木美術館、寺社、だんじり祭り、墓店、商工カーニバル、みなとマーケットなどが本町の観光資源、魅力であると考えております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。今、藤田部長がおっしゃられたような、それらの忠岡の観光資源や魅力を発信したり、観光政策を役場で所管しているのは産業振興課であります。忠

岡を含めた泉州9市4町、広域にとっての観光振興の司令塔ともいえるべき組織として、一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローというDMO、観光地域づくり法人がございます。これまでにございましたマラソン実行組織のKIX泉州国際マラソン実行委員会、海外からの誘客を推進する泉州観光プロモーション推進協議会、国内における誘客を推進する華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会、これらの団体が統合し、昨年4月に発足した一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローでございますが、泉州地域一丸となった観光戦略の策定、推進を行う、まさに観光の広域連携の執行機関であると思ひますが、これまで忠岡町としてどのようなかかわり合いを持ってきたのか、ご答弁ください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せのように、KIX泉州ツーリズムビューローは、泉州地域の観光資源を強化をする目的で、これまでのKIX泉州国際マラソン実行委員会、泉州観光プロモーション推進協議会、華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会の3団体が統合し、平成30年4月に発足をされました。

これまでの本町のかかわりにつきましては、KIX泉州ツーリズムビューローが企画する各種のイベントでは、現在のところKIX泉州国際マラソンへ参加をさせていただいております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。KIXビューローとしてはまだ発足して1年なので、そんなにまだかかわり合いがないということだと思ひんですけども、今回、この件を私が取り上げましたのは、このDMOをもっと積極的に活用していただきたいということなんです。

先ほど三宅議員の質問にもインバウンドの件がございましたが、来年の2020オリンピック、パラリンピック、そして大阪万博、IRと、今後、大阪を訪れる外国人がもっともふえていくことが予想される中、忠岡町単独での観光振興というより、DMOを積極活用しての各種データ等の継続的な収集・分析、そしてそれに基づく観光戦略の策定、効果的なブランディングやプロモーションを行い、泉州地域の1つの大きな財産ともいえるべき関西空港を生かした泉州地域全体としての活性化の中で、忠岡にも恩恵をもたらしていくということを考えていく必要があると思ひております。

これから忠岡町として、このDMO、KIX泉州ツーリズムビューローとどのような連

携をしていくお考えか、教えてください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

K I X泉州ツーリズムビューローのプロモーション推進関連事業では、東アジアの現地旅行博などに出店をしたり、メディアや旅行会社を招いての観光の下見などをしてもらい、PRなどを行いますファミトリップを行うなどインバウンドの増加を図るものとなっております。また、大阪湾で採れる海産物など泉州の食を売り出すアンテナショップを拡充して、魅力を発信しております。

泉州には歴史があり、海や山などの自然も多く、大阪市内にはない魅力がたくさんあるものと考えております。また、空港からも近く、取り組みを通じて泉州を知ってほしいという思いを持っておりますので、K I X泉州ツーリズムビューローとの連携を通じまして、町単独ではできないスケールメリットや企画力、行動力を生かし、施設や観光、イベント情報などさまざまな情報を提供し、今後は可能な限り各種のイベントへも参加し、本町の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

藤田部長、ありがとうございます。まさに部長の答弁でもございましたように、スケールメリットです。忠岡町としても独自で観光政策を磨いていく必要はもちろんあるんですけども、小さな町単独ではできないこともたくさんあると思いますし、忠岡町外、外国の方を含めてですが、忠岡の外から見えてくる忠岡のよさというのも、またたくさんあると思いますので、ぜひDMOをもっと積極的に活用して、スケールメリットを生かしていただきたいというふうに思います。泉州の9市4町ですと、堺市とか岸和田市が大きな自治体です。事務局は主に堺と岸和田からの出向というふうにも伺っております。ぜひ忠岡町もこのDMOの一構成員に埋もれないで、イニシアチブを発揮して活用していただきたいというふうに思っております。

続いての質問に参ります。続いての質問なんですが、教育についてです。教育の中のいじめ問題に関してでございます。

2週間前より夏休みが終わり、学校では2学期が始まっております。長い長い休みの後に授業が始まるということで、心が不安定になってしまう児童・生徒もおられるかもしれません。とりわけ、もしですね、あるかどうかわからないですが、いじめに遭っている子

どもにとってはなおさらであるというふうに思います。

そこで、質問です。いじめ問題について、基本は学校現場が早期の発見に努め、また児童・生徒との信頼関係を醸成し、相談しやすい環境をつくるというのが基本方針ではあると思うんですが、ただ、大阪府でもさまざまなチャンネルの相談窓口があり、特にSNSを活用して、いじめや心の問題などを子どもが直接相談できる窓口があるかと思いますが、どのようなものがあり、そして忠岡としてはそれをどのように周知や活用をしておられますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

いじめ相談に関する大阪府の取り組みですが、大阪府教育センターにおける「すこやか教育相談」がございます。本教育相談は、子ども・保護者・教職員等を対象とした電話、Eメール、ファクスによる相談活動です。なお、精神科医、臨床心理士、教員経験者、指導主事などの専門家が相談員として対応しております。あわせて、大阪府教育センターにおきましては、スマートフォンの普及に対応したLINEによる教育相談も中高生等を対象に実施されておりますが、不特定多数の相談が殺到することや、クライアントに迅速かつ確実に対応することが不可欠であり、膨大な業務量を要することとなります。このことから、同センターにおきましても年間30日に限定した実施となっております。

また、府内各地の子ども家庭センターが、子ども専用「子どもの悩み相談フリーダイヤル」を開設し、いじめ等の子ども自身の悩みに関する電話相談を行っております。

これらの大阪府の相談窓口につきましては、府作成のポスターを学校に掲示し、連絡先を記載したカードを子どもに配布することで周知を図っております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。今現在、LINE相談という、SNSですね、LINEを活用した教育相談体制があるとのことでした。スマートフォンが普及し、若年層の多くがSNSをコミュニケーション手段としており、いじめを含めさまざまな不安や悩みを持つ子どもが増加しているということで、電話やメールだけではなく、SNSを活用した相談体制の必要性から実施されている事業であると認識をしておりますが、これは来年の1月までの期間限定という中で、なおかつ月曜日の3時間のみという実施なんですね。

そこで、24時間365日とまではいかないまでも、町独自でこのSNS、LINE相談の充実を図ることはできないでしょうか。そして、これに加えて、今現在、町独自の取り組みについてもどのようなものがあるのか、ご答弁ください。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、本町独自の取り組みについてでございますが、町内の小・中学生と保護者を対象とした電話、及び来庁いただいた上での教育相談を実施しております。また、スクールカウンセラーを町内全校に1名ずつ配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを中学校を拠点として1名配置し、いじめ防止や早期発見、早期解決を目指して、児童・生徒や保護者への支援に努めております。

学校教育におきましては、教職員が子どもや保護者との良好な信頼関係を築いていくことが何よりも肝要なことと認識しております。これらの信頼関係を土台とした上で、小・中学校の全ての学級において、各学期最低1回の生活アンケートを実施し、いじめの実態把握に努めております。記入内容に応じて、迅速に子どもへの聞き取りや保護者への連絡などを行い、組織的な早期対応に努めております。

議員仰せのLINEを活用した教育相談につきましては、専門性を有する相談員の確保の面、増大する業務量への対応等、本町独自で実施することにつきましては困難と言わざるを得ません。

なお、LINEを活用した教育相談につきましては、先ほど申し上げました大阪府の施策について、引き続き周知の徹底を図ってまいります。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。この府のLINE相談事業は、文部科学省の実施事業を活用したものであり、町として予算的、人力的、そして専門的にも大変難しいことであるのは承知しております。ただ、あまりにもこれは期間限定であり、せっかくのSNSという身近なツールという部分において、それが活かされていないのではないかというふうに思っております。

府の事業においても、実際の相談体制は外部委託の専門家であり、忠岡として受理から解決まで完結を目指してほしいということではなく、気軽に、そして手軽に相談できる中継基地のような窓口を1つ設けてみてはどうかということなんです。重大事態につながるようにするためにも、窓口設置に向けての調査研究を含めて、いじめの早期発見、早期解決という観点から、引き続きどうすれば相談されやすいのかということを考えていただきたいというふうに思いますが、ご答弁お願いできますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

子どもが相談しやすい環境をつくることの重要性は認識しておりますが、不特定多数の相談が殺到することへの膨大な労力や、クライアントに迅速かつ確実に対応するための専門性を有する相談員の確保等、本町独自で実施することにつきましては困難と言わざるを得ません。引き続き、いじめ防止や早期発見、早期解決を目指して、教職員と子ども、保護者との信頼関係を土台とした相談体制づくりを行ってまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。私も、どのようにすれば相談されやすいのかということを考えていきたいと思っておりますので、ぜひ一緒に考えていけたらなというふうに思っております。

次の質問に参ります。次の質問は、防災、災害時のボランティアについてです。

今からほぼちょうど1年前に、大型台風により忠岡を初めとした泉州地域は甚大な被害を受けました。1年たった今も、ところどころにその傷がまだいえていないことを知ることができます。

私が今回質問したいのは、災害時のボランティアの受け入れ体制についてです。昨年的大型台風の災害時、忠岡の災害救援に真っ先に駆けつけていただいたのは、泉大津にあります民間団体でございました。まず、その団体から支援の申し入れがあり、その後、忠岡町役場として具体的な内容の要請がなされ、現場にて活動していただいたものと記憶をしております。そして、数日後、忠岡町の社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが立ち上がり、指揮系統の確立した受け入れ体制ができたものと思います。

当時、忠岡町役場、そして社協の皆さん総出で、復旧、復興活動がなされており、今まで被災地にも、そして災害ボランティアを受け入れるような事態にもなったことがない中、いろいろ混乱状態であったというふうに思いますが、1年たった今、もし今後あのような大災害が起こった場合、素早く効果的にボランティアを募り、そして具体的な要請のできる体制が昨年よりかは構築されたものとなっているのか、ご答弁お願いできますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、災害ボランティアセンターの開設につきましては、先ほどの三宅議員の質問にもお答えさせていただきましたが、社会福祉協議会が開設や運営を行っていくものとなっております。

災害が発生しまして、まず社会福祉協議会が行うことは、被害情報の収集を行い、その後、被害状況に応じ災害ボランティアセンターの開設を行ってまいります。運営につつま

しては、現場の状況に応じ、柔軟に対応する必要がございます。

また、災害ボランティアセンターの存在を被災者に周知し、ボランティアの募集を行うための情報発信も行う必要がございます。災害発生から数日後程度におきましては、要支援者の安否確認や避難所への誘導などにおきまして、要援護者への配食や避難所の手伝いなどの活動が想定され、また、発生から数日後から1カ月程度におきましては、避難所や地域での被災者への生活支援活動におきまして、物資の配達、運搬、仕分け、屋内外の片づけなどが想定され、発生から1カ月以降におきましては、要援護者等への個別ニーズへの対応としての買い物、通院の付き添いや引っ越しなどの手伝いなどがございます。

災害の規模に応じましてさまざまなニーズが生じてくると思われませんが、大阪府内では今までさまざまな被災地へ大阪府の社協と市町村社協との連携のもと、多くの支援職員を派遣してまいりました。本町の社協職員も被災地に派遣され、経験等を積んでおるところでございます。

議員ご質問の今年の台風21号から1年たった今、昨年より体制整備が構築されたものとなっているかのご質問でございますが、もちろん昨年の貴重な経験を生かすとともに、府社協の研修、また3市1町の連携会議などにより整備されつつございますが、今後の災害に向けてさらによりよいものになるよう、社協と忠岡町が連携してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

東部長、ありがとうございます。3市1町との連絡会議ですかね、何か連携というふうに今おっしゃっていただいたんですが、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

3市1町につきましては、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町で、この泉北の地域でございますね。社会福祉協議会の職員等が集まりまして、防災対策につきまして情報交換等を行っており、市町村によって新たな制度を取り入れられたり、こういうことを始めていくよとかというようなこと、このことに関してはこうだったねとかというようなことで情報交換等を行って、共有で連携等もできることについてはしていきたいとかというようなことを話し合う会議となっております。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。昨年より受け入れ体制が向上しているとのことでした。取り組みにまず感謝を申し上げます。

先月末の九州地方の豪雨災害、そして今では台風15号、本当に日本は災害大国です。災害ボランティアの受け入れ体制を初めオール忠岡での危機管理体制の構築に向けて引き続き取り組んでいていただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。続いてが最後の質問です。最後の質問は、忠岡における選挙の投票率についてです。

6月の第2回定例会においても同じ質問をさせていただきました。2カ月半しかたっていないので、向上への取り組みに大きな変化はまだないとは思っておりますが、間に7月の国政選挙がございましたので、改めて再質問をさせていただきます。

平成25年以降、町議選以外で投票のあった選挙は、この7月の参院選を含め8回ございました。8回ございましたが、投票率は軒並み府下の平均を下回るものとなりました。投票率の低さというのは、私自身も含めてなんですけども、候補者側に魅力がないとか、活動不足というのが、まずもって私の考えなんですけども、選挙というのは民主主義の根幹であります。期日前投票については場所を移動したということもあり、いい結果が出ているんだというふうに思いますが、投票率の向上について役場としてのさらなる取り組みをお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

選挙の投票率向上における取り組みにつきましては、さきの6月議会でもお答えさせていただいたところでございます。選挙につきましては、選挙人の投票しやすい環境をつくるのがまず第一でございます。期日前投票所においては、4月の統一選挙に引き続きまして、役場3階の会議室から役場1階のホールへ変更したことで、多数の選挙人の方からも投票がしやすくなったというお声をいただいたところでございます。

また、比較的投票率の低い若い世代に選挙の関心を持ってもらうということから、町ホームページ、またハローワークを通じ、期日前投票所における選挙事務従事者を募集し、8名の10代、20代の方を採用するなど選挙啓発に努めたところでございます。

しかしながら、7月の参議院議員選挙におきまして、前回の参議院議員選挙より期日前

投票者数は249人増加したものの、最終的には投票率が4.4ポイント低かったというところがございます。

今後におきましては、従前より実施しております選挙啓発用のチラシ、またグッズ等の配布につきましても、駅前等などあらゆるところで行うなど、より一層の投票率の向上に向け、選挙啓発活動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。確かに6月にも質問させていただいたんですけども、7月、参議院選挙、やっぱり府より下回っていたということで質問させていただいたわけなんですけども、私ちょっとこんなふうに表示もつくってみて、これ事前に総務課さんにお渡ししてるんですけども、ごらんになってなかったら、また後でごらんいただきたいなというふうに思います。

府下における忠岡町の投票率の話をしたんですけども、もう1点、私が気になりますのは、忠岡の第1投票区、この投票率が平成25年以降、27年の府議選を除いて、今回の参院選を含めた全ての選挙で6カ所中最下位が続いているということなんです。投票所の設置場所を始めて、あまりにも最下位が続き過ぎていると。あまりにも続き過ぎているという理由について検証していただきたいと思えますし、ひょっとしたら期日前投票を含めたら、また結果が変わってくるかもしれませんので、期日前を含めた投票所エリアごとの投票率というのを算出していただくことはできませんでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

より一層の投票率の向上に向け、選挙の啓発活動の取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、そのためにも、現在の状況について分析してまいりますので、今ご質問いただきました投票率であったり、また、その他年齢別の状況などについても、可能な範囲で分析、調査してまいりたいと考えております。また、情報提供もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。私自身も選挙の周知を始めて、投票が日々の生活にとって、そして将来にとって大切であるということを広めていくことに努力はもちろんしてまいりますので、選挙管理委員会の皆様方におかれましても、どうかこの件よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の今回の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。勝元議員。

10 番（勝元由佳子議員）

10 番、無所属、勝元由佳子でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、忠岡町国際交流協会などについて質問させていただきます。

前回の6月議会も終わった7月12日の午後、役場庁舎内で開催されました忠岡町国際交流協会の総会に私も招集され、初めて出席いたしました。総会当日は、住民の方はもとより議長初め複数の町議の方々、それから協会名誉会長ということで和田町長も出席されていまして。

この日の総会で、忠岡町国際交流協会の活動内容がうかがえましたが、この協会では、例えば忠岡中学校の生徒さんを海外に派遣したり、逆に海外からの生徒さんを忠岡町に受け入れたり、また中学生だけでなく小さな子どもたちも英語に親しめるイベントを企画されたりされています。あるいは、本町にいる外国人の方向けに災害時の避難用パンフレットを英語で作成されるなど、他の自治体にはない忠岡町独自の非常にすばらしい魅力ある取り組みをされています。

そういった事業活動をこの総会で知りまして、私は忠岡町にもこんな先進的な取り組みをしている団体があったんだなと大変驚きました。本当に言葉は申しわけないんですけども、特に目立ったものがない忠岡町には珍しく、とてもすばらしい取り組みをしているなど、本当によい意味で驚いてしまいました。

しかし、会場を見渡して問題も見つけてしましまして、この日の総会出席者のほとんど、8割程度でしたか、本町職員の方々が多数出席されていまして。顔ぶれを見ますと、建設部局の部長さん、課長さん、それに財政課長さん、会計課長さんを初め消防署の職員の方々といい、明らかに国際交流とは関係のない部署の職員の方々が多数出席されていまして。恐らく本町のほぼ全部局の幹部職員の方々が出席されておられたのではないのでしょうか。

この日、私はそういう本町職員の方々の出席、サービスの状況を見ていて、おかしいなと思ったわけです。この職員さんたちは、一体どういう立場でこの総会に出席しているのかなと。もしかして組織的な集団での公務員の職務専念義務違反ではないのかなと、そう思ったわけです。職務専念義務というのは、地方公務員法で定められた公務員の義務で、これに違反すると懲戒処分になるというのはご存じのとおりです。

ですので、気になった私は、この総会の中で、この忠岡町国際交流協会というのは本町から見てどういった組織、団体ですかと質問、確認をさせていただきました。すると、事務局からは、忠岡町の自治体組織とは関係のない民間の団体ですというご回答がありました。それは皆様方も聞かれたとおりだと思います。

また、この日、総会に出席していた何人かの幹部職員の方々に直接お話を伺いましたところ、内容をまとめますと、まず本町役場の課長、部長級以上の職員から成る部課長会という会が役場の中であって、忠岡町国際交流協会の会費はそこから支払っていると。で、この日の総会への出席については、部課長会の中で出席してねと依頼があったので参加しましたと。どのような立場でこの総会に出席したのかと尋ねたら、それは会費を払っているので会員の立場で出席したということになりますというご回答でした。

また、お聞きしましたら、総会の出席に際しては、出張や休暇の取得、あるいは職務専念義務の免除、いわゆる公務員の職免ですね、そういった手続も全くしていないという様子でした。これは公私混同、官民を混同した組織運営で、公務員、自治体としては完全にアウトです。つまり、この日の本町職員のサービス状況について言いかえますと、勤務時間中に公務員が職場に内緒でふらっとプライベートで外出するという状況にほかならず、明らかに地方公務員法に定められた公務員の職務専念義務違反、懲戒処分の対象です。

ちなみに、この職務専念義務違反ですけれども、大阪府では職員がたばこを吸うために席を離れただけでも、職務専念義務違反として減給等の懲戒処分になります。そういうことで私は、この総会のあった7月12日、総会が終わってから、人事部局のトップでもある町長公室長さん、それからこの国際交流所管部署で、この協会事務局でもあった人権広報課の課長さん、このお2人に、職員のサービス義務違反のこの件についてお話をさせていただきました。そのとき、お2人からは、これまでの団体創設の経緯、歴史、それから財政の問題、会員募集がなかなか難しく団体運営に大変ご苦労されているといったことなどもいろいろとお話を伺いました。

そこで、まず1つ目の質問ですけれども、この総会はこれまでずっと何年も、恐らく10年か、それ以上の長い間開催されているということです。そもそも本町人事部局のトップはもちろん、協会名誉会長である町長以下、本来職員のサービスを管理すべき立場にある職員の方々が、これまでずっと長年にわたりこの総会に出席していながら、組織的な集団での職務専念義務違反という異常なサービスの状態について、なぜ今回私に指摘されるまで誰も気がつかなかったのでしょうか。また、そうした組織的かつ長年にわたる地方公務員法違

反の責任の所在はどこにあるとお考えでしょうか。これにつきましては、協会名誉会長として長年職員と一緒に総会に出席をされ、こうした本町職員の集団での服務違反の状況をご自身の目で見てこられた和田町長、それから人事部局長がお答えください。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まずは、総会時の派遣中学生による発表や、過去の参加者からの激励と現状報告、それから英語教育のサポートなどの諸活動に大きなご期待と希望をいただいたことを大変うれしく感じるところでございます。子どもたちの成長と、あふれんばかりの未来への夢を膨らませた姿からも、引き続き町としても取り組みを進めてまいるところでございます。

議員皆様からは、常日ごろから町の国際交流の推進や協会活動へのご理解を賜り、改めて感謝申し上げます。

さて、平成元年に忠岡町国際交流協会が設立され、30年になります。設立の趣意によると、当時忠岡町では、関西国際空港の開港を控え、「活力に満ちた魅力あるまちづくり」を推進する諸施策の一環として、国際交流が不可欠であるとの方針のもと、それが達成のため、忠岡町国際交流協会が設立されたとしております。以来、住民の国際感覚の涵養を図りながら、もって国際親善と世界平和に貢献することを柱に活動してきたところでございます。

都市間交流につきましては、協会を窓口にして、町がオーストラリア・ピットウォータ一市、現のノーザン・ビーチズ市との交渉を重ねる中、平成7年に友好都市提携を締結いたしました。以来、青少年交流を中心に四半世紀近くにわたり地道な交流活動を続ける中、今や深い信頼ときずなで結ばれた関係を構築するに至っているというところでございます。

事業といたしましては、忠岡中学生のホームステイの交流事業、K I X泉州国際マラソンランナーの招聘と住民との交流事業、未就学児や小学生向けの各種国際交流イベント、それから町の現在進めております英語推進事業と連携しての英語紹介冊子の作成や、子どもアンバサダー事業など魅力あるまちづくりの推進に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。

町における国際交流の取り組みにつきましては、国際交流に関することとして事務分掌にも規定されております。また、町の総合計画にも施策として位置づけ、実施計画により毎年その取り組み状況の成果も評価、検証されているとともに、施政方針にも常に盛り込まれているところでございます。

これらのことから、国際交流協会の事務は、住民福祉を増進する地方公共団体の事務と同一視し得るもので、協会の事務が「当該公共団体がなすべき責を有する職務」に当たり、町の本来業務と密接不可分であることから、地方公務員法第35条には反していない

ものというふうに考えております。

総会時の幹部職員の参加につきましては、そもそも国際交流事業は言語や生活様式、価値観の異なる相手を心から理解し、多文化共生社会の形成に向けた取り組みや、世界平和と人権の尊重された社会形成の推進を図るという普遍的な目的を持っております。それは、人権研修があらゆる場面でさまざまな人々と交流し、手を携えて共働あるいは支えていく社会の実現のために実施している点と同様に、まちづくりを図る上で最も大切な点であると認識しております。

また、国際交流事業については、英語教育の推進や、その他関連する各課の業務とあわせて、魅力あるまちづくりに向けて、町としても積極的に取り組んでいる施策であることから、管理職としてこれらについて理解され、全庁的な取り組みを進めていくことから、職務命令により参加させているところでございます。

「ジャパントイムズ」を初め各種メディアにも多く取り上げられるなど、小さいながらも忠岡町独自の多様な取り組みが達成できているのも、このような全庁的な取り組みがなされていることにほかならないというふうに考えております。

引き続き協会の活動やさまざまな事業に参加する子どもたちへの成長に大きなご支援をいただければと存じ上げます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。今ご答弁いただいたんですけれども、職務命令により出席させていると。本来業務に当たるので、地方公務員法違反には当たらないと考えておられるということでした。ですので、処分するおつもりはないということですよ。

これまでも町長公室長さん初め担当課の方とは、この問題については何度かお話しさせていただいてきました。で、活動の維持、運営が困難でこういった形態をとられているというお話も聞いて、大変ご苦労されているという点については私もよく存じ上げております。その苦労もよくわかります。ですけれども、事業活動の運営維持と、その維持の問題と公務員のサービスの問題は全く別問題です。そこをやっぱりごっちゃにして考えているところは、明らかに間違っているということはここで申し上げさせていただきたいと思っております。

今の答弁についてですけれども、日本全国、国も地方自治体も、公務員のサービスの取り扱い、またそれにかかわる法の解釈についてはほぼ横並びで、皆同じです。私も元公務員ですけれども、今の答弁のような、そういった解釈は聞いたことがありません。で、そうご答弁される根拠についてお聞きしたいんですけれども、その本来業務と全く関連のない部

局の職員の方でも本来業務だと、法違反には当たらないとこの議会の場でおっしゃるということにつきまして、例えば職場内、その各部局内でそういった本来業務と扱うといった決裁文書があるだとか、あるいは各所属ごとに内規を取り決められて、恒常的に運営されているだとか、そういった何か書いたものがあるのでしょうか。あるいは、大阪府また地方公務員法を所管している総務省に照会をかけて、自治体として根拠を固めてご答弁されておられるのでしょうか。あるいは、はたまた公室長さん、あるいは町長の個人的見解、要は書いたものがない主観的な答弁ですということなののでしょうか。一体どこにそういった根拠があって、そういった解釈、ご答弁をされているのか、お聞かせください。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

我々、地方公務員法の第35条につきましては、その中にあります地方公共団体がなすべき責を有する職務とは、町の業務だけに限定されるのではなく、町以外の業務についても当該団体の業務が公務と同一視できる程度の公共性と公益性がある場合を含むというふうに我々は解しているところでございます。

また、職員のための管理職が総会に参加ということにつきましても、管理職として町が重要課題として位置づけております施策について理解して、当該部局においてもその施策に積極的に携わっていただきたいというようなところから参加をいただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ちょっと今のご答弁ではっきりしなかったんですけども、つまりはそういう文字で書いたようなちゃんとした取り決めはないと、客観的な根拠がないという受けとめでよろしいんですかね。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

我々ですね、地方公務員法第35条の逐条の我々なりの解釈といたしますか、逐条にある部分から類推して解釈しているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

この件については、私も府庁のほうと総務省のほうに一度確認はさせていただいた上で質問をさせていただいてるんですね。一応府庁のほうとしましても、そういった取り決めですね、ちゃんと文言で書いたものがないと根拠としてはありませんねと指摘を受けて、人事部局の職員がその場で答えているというのは、回答の根拠にはならないと、自治体の根拠にはなりませんねということはお聞きしています。

ですので、ここはどこまで行っても平行線だと思いますので、ちょっと次に移らせていただきたいと思いますけれども、今のご答弁からですね、この解釈については忠岡町役場にしか通用しない極めて主観的な個人の意見レベルの解釈で法を運用されているというように私は思います。今回のサービス違反についても、やっぱりこういうことが明るみに出たという時点で、きちんと対応していただきたいわけなんですね。

これまでも公室長さんとはお話しさせていただきまして、そういったご回答はいただいていたんですけれども、議会の場でこういった質問をするに当たって、やはり自治体としてそれなりに体を整えたといいますか、きちんとしたご答弁をいただけるかなと思いましたので、こういった通告書の内容の質問を出させていただいたわけなんですけれども、最初の1つ目の質問から全然違う答弁が返ってきましたので、議長にお尋ねします。

全然こちらの想定している答弁と違いますので、この後の質問内容をちょっと変えさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

内容に沿っているんやったら、どうぞ、よろしいです。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。

では、次ですけれども、2つ目の質問、通告書では今回のこの件についていつまでにどのように対応、処分されるのかといった内容でしたけれども、そういった違反には当たらないと。ですので、処分はしないというご答弁でしたので、質問内容を変えさせていただきます。

先ほどの答弁で、サービスの命令を出して総会には幹部職員に出席させているということでしたけれども、私は直接、この席にもおられますけれども、出席された職員の方々にはお聞きしています。その中で、職員の方ご本人が、協会会員の立場で出席していると。何にも届け出、休暇も出張も職免も何にも出してないということはおっしゃっています。こういった、もう出席した職員の方ご本人が公務員の立場じゃない立場で出席しましたということをお白されていても、それでも処分はされない。また、人事部局も町長も誰も責任をとらないと、そういうことなんでしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

総会時等に議員が確認されたというようなことが真実であるならば、我々担当部局といったしましては、我々の周知といたしますか努力といたしますか、理解不足であったというふうには思っております。今後、改めてその職務として参加しているということにつきましては、周知を図ってまいりたいというように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

今ご答弁いただきました。ありがとうございます。ですので、今の答弁を聞いていますと、こちらの意思とは全然違うんですけれども、要は忠岡町の職員の方については人事部局がそういうふうにおっしゃるといことでしたら、仕事の中に出ていっても仕事をサボっても、特段処分されないというふうにこちら側からすれば受け取れます。今どき、民間レベルでも法令遵守、コンプライアンス、特に行政、公務員についてはうるさい時代、世の中になっています。最も法令遵守をすべき公務員、地方公共団体でこのような法令の解釈を無視した運用があるのでしょうか。

今回、その解釈を、他の国とか大阪府といった他の自治体と大きく違う解釈をされている点につきましては、ちょっといかがなものかと思えます。そんなふうに全国の自治体、国が統一的に同じように解釈、運用している法律、地方公務員法を、忠岡町の役場の中でしか通用しないような曲解した運用をされている。しかも、その内容が社会正義に反しているという点については、法治国家の法解釈の原則である法的安定性を害していると思えますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まず1点目でございますが、勝手に離席して参加したのではございません。部課長会を通じて職務命令があったところでございます。職務命令でございますので、勝手に出たのではないということをごまします。

それから、忠岡町オリジナルの解釈といたしますが、もちろんいろんな逐条に対しては解釈がございますが、全国的に他の自治体ですね、他の自治体の監査委員会といたしますか、監査委員の事務局においても同じような見解をされて、是正に向けてはる団体も多くございますので、そのあたりも含めて我々答弁させていただいてございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ちょっと全然質問と答弁がかみ合わないので、時間もないので、次の質問に行かせていただきます。

こういった問題については、やっぱり忠岡町の行政組織の根本的な部分だと思います。また、今後も私はずっと引き続き見ていきたいと思います。今回の服務の問題もかかっているんですけども、周りの議員の方々、職員の方々のお話を聞いておきますと、この忠岡町国際交流協会以外にも、こういった本町職員が公私混同、官民の混同をして運営している組織、団体が複数あると伺っています。そうした組織、団体につきましては、今申し上げているような服務の問題もあります。加えて、資金管理の問題が非常に重要な問題となってきます。

この忠岡町国際交流協会につきましても、事務局の方にお聞きしましたところ、協会の通帳を管理して資金管理をしているというお話を伺っています。これまで全国多くの自治体では、外郭団体等のこういった民間の組織、団体の資金管理、通帳管理等々をされていますと、裏金、公金の横流しといった不適切会計につながって大変問題になってまいりました。そういった大きな問題を平成のうちにあらかた全国ではクリーンに整理しているところですけども、忠岡町ではまだそういう怖いことをやっていたということがわかりました。

それで、こういった忠岡町国際交流協会も含めまして、官民を混同した組織、団体につきまして、服務の問題、それから資金管理の問題につきまして、全庁的に調査すべきだと思っております。私としましては、できれば外部の専門家などを入れて第三者委員会を立てても結構ですし、調査をする必要があるかと思えます。特に不適切会計についてはそうだと思います。

ちょっと次の4問目ともあわせてお聞きしますけれども、そういった全庁的な調査についてはされるおつもりがあるのでしょうか。また現在、実際にそういった官民を混同されて運営、実施されている組織、団体があるということですので、その点につきましては不透明な部分、住民への説明責任をホームページ等々で団体の名称を公表されるとか、説明責任を果たされるおつもりはあるのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

住民や団体などとの連携や協力を得ながら、事業を円滑、効果的に進めるために、本町

職員が町の事業と密接に関係する任意団体等の事務に関与している事例が、各部局で見受けられるところがございます。これらの団体につきましては、町が行政目的を達成するために、町が主導で設立した団体や、また町の事務事業の補完的な役割を果たしている団体、また他の地方公共団体と連携して課題への取り組みを共同で行っているなど、事業内容や予算規模等もさまざまありますが、住民関係団体との1つの協働の形であり、今後とも一定継続が見込まれるところがございます。

こうしたことから、今後における当該事務の適正な執行の確保や体制の整備を図っていくために、任意団体の事務について全体的な状況を把握するため、全庁的な調査について現在作業を進めているところがございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ただいま作業を進行中ということでお伺いしました。その結果については公表はしていただけるのでしょうか、していただけないのでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

一定調査して、まとまった段階で、議会等にも報告させていただきます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。一定、我々議会議員にも報告いただけるということですので、その結果を見て、また対応を考えたいと思います。

こうした服務の問題、組織、運営の整理につきましては、早急に整理していただきまして、また大阪府のほうも言っているように、府の市町村課行政グループが適切に指南、アドバイスいたしますと、適切に聞いてやってくださいとおっしゃっておられますので、その辺は忠岡町内だけでされずに、きちんと国や大阪府のほうに相談しながら進めていただきたいと思います。

続いてですけれども、時間もないのでちょっと急ぎます。今まで私の質問は悪い点ばかりでしたけれども、この忠岡町国際交流協会というのは、先ほども公室長さんがおっしゃったように、非常に魅力のある忠岡町独自の取り組みをいろいろされております。ですので、できるだけ今後もこの活動、取り組みは続けていっていただきたいというふうに私も思っております。ですので、やっぱり組織とクリーンもそうですけれども、民間で運営しているというところが、こういった問題が挙がってくる原因なのであって、できれば町で予算化されて、町の事業として本来業務としてされましたら、服務の問題等々、また財政

面の問題も解決されるかと思えます。財源につきましては、過去の多額の寄附金を受けて、会員の方からの会費等々に頼っていると。将来的には財源がなくなって、このすばらしい取り組みもできなくなるというふうなことも職員の方から伺っています。この活動につきまして予算措置をして、本町の本来業務として取り組むことはお考えではないのでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

国際交流事業につきましては、これまで携わってこられた役員、会員皆様、そして何よりも青少年派遣を経験してきた過去100名を超える忠岡中学生、さまざまな英語教室やTadaoka to the Worldなどの体験型イベントに参加してきた数え切れない子どもたち、また、陰で支えてこられた多数のボランティア皆様のおかげであると考えております。

協会の活動につきましては、これまで歴史的な経過もございます。また、寄金をご提供くださいました方を初め、現在そして過去にも携わってこられた多くの皆様の思いもございます。ただ、10年後、20年後と、将来的な財政面での不安につきましては、中学生の派遣事業や、これまでの事業を引き続き実施する必要を考えると、今後、町も含めさまざまな補助等も念頭に置きながら事業展開を図っていかなければならないものと深く認識しているところでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。

続いての質問は、もう時間もありませんので、申し上げるだけでとどめさせていただきます。今、課長さん、理事者側がお答えいただいたとおり、今後もこの活動は全庁挙げて取り組んでいただきたいと私も思っております。ですので、早く組織的な整理もしていただきまして、職員の方、またこういった私たち議員も含めて、町政全体で盛り上げていく努力、工夫をしていただきたい。その上で、会員募集というのは財源の面でも非常に重要な課題というふうに伺っております。ですので、住民への広報、周知の仕方については、これまで以上に努力と工夫をしていただきまして、ますますのこれからの進展を図っていただきたいと思っております。

最後にですけれども、最後の次の質問ができませんので、1点だけ町長にお聞かせいただきたいのですけれども、今回の問題も含めてですけれども、全庁的に本町の職員の服務違反、公務員の義務違反等々を含めまして、あと能力が著しく落ちているという職員の分限も含めまして、税金で給料を得るには不適切と言わざるを得ない職員については、適切に厳正に対応して処分していくお気持ちはあるかどうか、ご意思をお聞かせください。

議長（杉原 健士議員）

町長の答弁をもって終了させていただきます。

町長（和田 吉衛町長）

私どもの答弁をしっかりと聞いて理解してください。忠岡町が立派な事業にかかわっていることが悪いという、また職員が一生懸命に国際理解や国際協調をやって研修しているというのに、罵声を浴びてはいけません。そういう人に懲戒処分と、そういうようなことを考えて質問をやめてほしいと思います。私どもの答弁もしっかりと受けとめて、聞く姿勢を持ってほしいと思います。

私どもは、きちっとした方針を持って、そして運営をして、皆さんに理解をしていく中で、改善のできるところは改善し、新しい方向に進むときには進んでいこうと、こういうように議会を通じてやっていますので、しっかりと私どもの言うことを理解するような方向に立ってほしいと思います。今までのかかってきた職員の懲罰行為は一切ありませんので、私どもとしては点検する必要はないと思っております。

議長（杉原 健士議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。よろしくお願いいいたします。ひきこもり問題について聞かせていただきます。

いつの時代も若者は社会の重要な担い手であり、社会の活力の源であります。景気の落ち込みを脱しつつある今こそ、若者の育成、活躍を促す取り組みを進める好機と考えます。また、若者が生き生きと働ける社会を実現することは、今後の少子化に歯どめをかけることにもつながりますし、いまだ活躍の機会がない若者が1人でも多く社会参加をし、活躍をしていただくことが大切だと考えます。

特にひきこもりなど自立や就労に悩む若者がふえており、厚生労働省の調べでは、こうした若者を抱える家族が三十数万世帯いるとされ、その対策が急がれています。最近では、若者だけでなく中高年のひきこもりもふえてきている状況です。

内閣府の調査でも、ひきこもりの長期化、高齢化が顕著になったということです。ひきこもり問題は、7年以上が34.7%と最も多く、1年から3年が最多だった前回の調査よりも長期化の傾向にあります。ひきこもりになった年齢は、20から24歳が34.7%と最も多かったものの、35歳から39歳が10.2%と倍増しています。ひきこもりは長期化するほど解決が難しくなるとされます。本人がひきこもり生活になれてしまうからです。ひきこもりの子どもが高年齢化するに従って、親も高齢になると、子どもと向

き合う気力、体力がどうしても衰えてしまう。その上、親が亡くなった後の子どもの生活維持も大きな課題であると思います。ひきこもりに対する取り組みは、初期段階における対策を初め、長期化、高年齢化といった最近の傾向も考慮しなければならないと思います。

こうした中で期待したいのが、外に出たくないという人に対して、アウトリーチ、訪問支援を行うひきこもりサポーターです。ひきこもりの支援は時間と労力がかかるとされる中、同サポーターは継続的に訪問して、本人と家族を支えていくひきこもり本人との距離感を尊重して、手紙を使って効果を上げた事例もあります。厚生労働省は同サポーター派遣事業を進めており、実施自治体もふえています。こうしたきめ細やかな支援は、本人や家族にとっても心強いものであると思います。一層の普及が望まれると思います。

質問に入らせていただきます。年代別のひきこもり数、義務教育期間もあわせて教えてくださいませんか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員ご質問の年代別のひきこもり数でございますが、本町における現在のひきこもり数は把握のほうできておりません。内閣府が平成30年に行いました生活状況に関する調査によりますと、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万3,000人、また平成27年度に行いました若者の生活に関する調査によりますと、15歳から39歳までのひきこもりが全国で54万1,000人と発表されております。これらをもとに忠岡町のひきこもり人数を推計しますと、40歳から64歳は約80人、15歳から39歳までが約70人となっております現状でございます。

義務教育期間のひきこもり数につきましては、教育委員会の立花部長のほうからご答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

義務教育期間であります小・中学校の不登校の状況でございますが、平成30年度末で不登校児童・生徒数は、小学校が7名、中学校が11名でございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。義務教育期間は不登校として認知されていますが、それ以降は家族が相談しない限り掌握しにくくなると思いますが、今、数も教えていただきましたが、しっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

ひきこもりが長期化すると社会復帰が困難になっていくと思います。そのことを踏まえて、実態調査を行うべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

実態調査につきましては、先ほども申し上げました内閣府が行っておる調査等々を、また平成27年度には大阪府のほうで民生委員、児童委員に、ひきこもり青少年等についての状況を聞きましたアンケート調査等がございます。本町独自の調査につきましては、大変デリケートな問題でございますので、ただいまのところは考えてはおりません。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ほんとにデリケートな問題と思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。大きな課題ではありますが、どう取り組んでいくか、どのようにしてひきこもりから脱却し、社会で活躍していただけるかなど考えていかなければならないと思っております。ひきこもりと言っても、1人1人それぞれ状況が違ふと思います。1人1人に寄り添ってあげていただける体制づくりを、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問に入らせていただきます。特別支援教育支援員について質問させていただきます。

現在、発達障がいなど特別な教育的支援を要する児童・生徒が在籍する学級は、今どれぐらいありますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の発達障がいなど特別な教育的支援を要する児童・生徒が在籍する学級、いわゆる支援学級でございますが、今年度は忠岡小学校が4学級、東忠岡小学校が7学級、忠岡中学校が3学級でございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。人数的な数もおわかりでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

支援学級に在籍する人数でございますが、忠岡小学校が21名、東忠岡小学校が41

名、忠岡中学校が15名でございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。人数的にもなかなか厳しいと思いますが、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、特別支援教育支援員の状況をお聞かせください。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

特別支援教育支援員、いわゆる介助員の配置状況でございますが、忠岡小学校において1名、東忠岡小学校において3名、忠岡中学校において1名の計5名配置しております。配置につきましては、支援学級在籍の全ての子どもにかかわれるよう、特定の子どもに対し配置するのではなく、支援学級に対して配置することで、結果、各校の支援教育の推進に資することを目指しております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

なかなかちょっと厳しいとは思うんですが、これからも児童・生徒が安心して学べる教育環境を、また子どもたちにしっかりとかかわっていただけるようお願いしたいと思います。

時間はちょっと短いんですが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（「午前11時47分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

是枝綾子議員の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

6 番、日本共産党の是枝です。本町の防災・災害対策について一般質問をさせていただきます。

ここで私の質問通告の中での数字に誤りがありましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。③の（１）の本町役場の自家発電は7時間であるという「7」という数字が「8」時間でありました。さほど変わりませんが、やっぱりきちっとしておきたいと思いますので、訂正しておきます。

まず1つ目は、災害医療についてです。先日、ニュースで報道されていましたが、首都直下型地震が起きたら、東京都内の病院に搬送された負傷者のうち、3人に1人、6,500人余りの方が医療スタッフ不足などのために治療が受けられないまま死亡する可能性がある、防災や救急医療の研究グループの試算で明らかになりました。大変ショッキングなニュースでありました。

私たちの住む二次医療圏の泉州地域は、人口10万人当たりの医師数が大阪府下の平均を大きく下回っており、脆弱な医療圏であるため、先ほどの東京のニュースが他人事とは思えません。災害時医療は大阪府の責務と考えます。医療体制の整備を大阪府に対し本町としてもぜひ要望していただきたいと思います。

さて、本町の地域防災計画にある災害時医療体制の整備についてお尋ねをいたします。ここには「災害時医療救護活動は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である」と、こう述べられています。災害が起こったら、医療機関も被災したり、通常の診療ができなくなることも考えられます。そんなとき、町や医療機関で救護所を設置し、救護所で対応できない患者を二次医療、三次医療へと搬送していきます。そして、医療救護活動の拠点施設として、本町では岸和田市民病院及び医療法人の聖祐病院が、忠岡町災害医療センターと位置づけられています。その役割は、「本町の医療拠点として患者の受け入れ、災害拠点病院等と連携した患者受け入れにかかる地域の医療機関間の調整を行う」とあります。避難所や医療機関に設置された救護所と、そして今申し上げた2つの忠岡町災害医療センターの連携をどのようにするのか、災害訓練やシミュレーションはどのように行われていますでしょうか。担当部長よりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

大規模災害発生時には、被災者の激増と医療機能の低下という相反する条件のもとで、効率的な救護活動が要求される中、本町における災害医療センターは、市立の岸和田市民病院と医療法人の聖祐病院と位置づけております。本町の医療拠点として患者の受け入れを担っていただくこととなります。岸和田市民病院に関しては、毎年本町が実施しております忠岡町の防災訓練に参加いただき、連携を構築しているところでございますが、今後、聖祐病院とも十分な連携が構築できますよう、取り組みのほうを順次進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今お答えいただきました防災訓練に岸和田市民病院のほうからは参加していただいていると。もう1つの医療法人のほうからはまだであるというところでありました。

忠岡町の地域防災計画を見ますと、「各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。また、本町、大阪府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する」とあります。ということで、その災害医療の実地的な訓練というものをここでは言われていると思います。忠岡町が防災訓練と称して、いつも11月か12月に、日曜日にグラウンドでやっているそれとはまた違う、本当に連携がとれるような、そういう災害医療訓練というものもやはり必要ではないかということでもありますけれども、そういったことについて、そういう災害医療訓練というものはされていますでしょうか。公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

災害が起これば、現地に設けた応急の救護所で、岸和田市民病院なり、また聖祐病院なりの救護班、また泉大津医師会等の協力による救護班による応急処置やトリアージを行う。それから、救護所では対応できない患者や、町内の病院が被災したため継続した医療が受けられない場合等につきましても、災害医療機関の災害拠点病院に患者を搬送する。また、特定の疾病については、母子総合医療センターなどの4つの特定災害医療センターにも搬送というふうに防災計画のほうでも位置づけているところでございます。町内で対応可能なものにつきましては、状況に応じて、また中長期的に本町の医療救護活動の拠点施設として、町災害医療センターとして位置づけている、先ほど来答弁させていただいて

おります市民病院であったり、また聖祐病院での受け入れ、それから災害拠点病院などの調整をお願いもしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

災害状況により、現地活動など本町では単独で十分に対応できないものについては、和泉保健所に対しても医療救護班の派遣や調整をお願いする。また、大阪府を通じて日本赤十字社大阪府支部に救護班の派遣要請を行ってまいりたいというふうには考えております。

今後、その実際的な訓練といいますか、についてなんですけども、災害発生時に地域防災計画に基づいて、災害の現地で迅速かつ的確な医療活動が行えるよう、その医療救護のためのタイムラインみたいなもの、あるいはマニュアル等などを作成するなどして、今なかなか現在取り組めておりませんが、医療救護活動がより実効的になるような、そういったものについても、調査研究等を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これからそういったタイムラインとかマニュアルですね、そういったものをつくって、実際に大規模な災害が起きたときには、きちんと運用できるようにということでしていきたいという答弁がありました。これからというところでもありますので、ぜひ進めただかないと、いつ来るかわからないというものでありますので、南海トラフ地震の確率ですね、30年以内に80%という確率で起こるし、上町断層系の地震、直下型の地震が来ると、これもほんまに忠岡町の被害想定では死者が8名、負傷者が329名ということで、これだけで済むんかなとは思いますが、そういったことですので、医療というものが本当にこの数字から見ても、負傷者が329名もいて、いろいろと大変混乱すると思いますので、そういった具体的なシミュレーションも行って取り組んでいただきたいと思います。

特に本町は公立忠岡病院が以前ありましたが、今はもうございません。他市は自治体病院、市立病院、市民病院を持っていますが、医療部門を持たない本町というところで、ほかの市や民間ですね、医師会等に頼らざるを得ないということでもありますので、きちんと連携をとって訓練をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、もう1つは、先ほども話にも出てましたが、答弁にもありましたが、救護所の設置についてお聞きをいたします。本町の地域防災計画には2種類の救護所が書かれています。1つは、災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所と、もう1つは避難所等に併設される中長期の医療救護所であります。

しかし、忠岡町は医療機関をできるだけ救護所として位置づけ、医療救護班、物資の供給を行うと書かれてあり、すなわち病院や医院を救護所にするつもりのようにあります。そして、忠岡町単独で十分対応できない災害の場合は、先ほども答弁がありました。和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請するそうでもあります。しかし、これは和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合であって、そうでなければ要請してもなかなか来ないというところでもあります。

そこで、お聞きをいたします。忠岡町地域防災計画にこのように書かれてますけども、「本町は、救護所の設置場所・基準・運営方法を定めておく」、「医療機関を指定する場合は、開設者と調整する」とありますが、指定するにしても、和泉保健所に救護班の派遣を要請するにしても、具体的にこの救護所の設置場所、基準、運営方法を定めないといけないということではありますが、具体的にどう定められているのでしょうか。これは担当部長さんは公室長さんですかね。公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

先ほどの答弁と若干かぶるところがございますが、救護所の設置や基準、運営方法についてでございますが、大規模災害発生直後は現地にて応急の救護所を設け、応急処置やトリアージを行い、中長期的には、町内の医療機関を救護所として位置づけ、医療救護活動の実施というものを想定しているところでございます。

現在、泉大津医師会、それから高石忠岡歯科医師会と、災害時における医療救護活動に関する協定の締結に向け協議を行っているところでございまして、大規模災害発生時における医療救護活動の体制整備の構築を順次進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今現在、医師会、薬剤師会等、関連機関と協定を締結するために協議中ということでもありますので、できるだけ早くにその協定ができますように進めていただきたいと思います。

今、答弁を誰にお願いしようかと思って、担当部長というふうに私、申し上げてしまいましたけれども、泉大津市の地域防災計画では、救護所の設置は健康福祉部が全部取り扱っているということでもありますので、忠岡町災害本部の事務分掌を見ましても、それらしきものは健康福祉部のほうで保健所に要請するとかいうことですが、救護所という言葉も

出てきませんし、災害時医療という言葉もなかなか事務分掌上、忠岡町の災害本部の事務分掌にはないので、そこもきちんと位置づけて、一番やっぱり大事な一次医療の部分でありますので、これは救急、二次、三次の救急医療、災害拠点病院も、そこも大事なんですけれども、やはりその負傷者がいっぱい出たというときに一番必要とされる医療救護所については、どんなふうに立ち上げていくというんですか、どういう手順でしていくのかということも含めて、シミュレーションもぜひしていただきたい、つくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、その際の、救護所を設置すると医薬品などが必要になってきます。医薬品等の備蓄と調達、忠岡町はどのように確保されていますでしょうか。これも公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

医薬品等の備蓄と調達でございますが、医薬品に関しては、用法あるいは用量など専門性が必要な部分もございますので、本町では備蓄というのは行っていないところでございます。大規模災害発生時における必要な医薬品等については、地域防災計画で地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の確保体制を整備し、調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対しまして供給の要請を行うなどして、調達してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、現在、泉大津医師会からも調達できるよう、災害時における医療救護活動に関する協定の締結に向け協議を行っているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これも医師会等と協議をしていると、協定に向けて。ということですので、そういった医療班というんですかね、救護班が来てもらう。また、その医療機関ですね、開業されている医院とかいうところに指定する場合にも、やはりそこに備蓄なりもしておかないと、いっぱい来たわ、その内科の病院に外科の患者さんがいっぱい来て、ガーゼも何もないとか、そういうことにもなったりとかしますので、そういった医療機関を指定する場合は開

設者と調整するとありますけれども、具体的にはやはりそういった医療機関にも、そういう災害時の備蓄ですね、医薬品、資機材の備蓄というものもやはり考えといていただかないといけないと。ふだんある以上のかかなりの患者さんが来られるということですので、そういうことも含めてお願いしたいと思います。

また、保健所等にそういう救護班を依頼する際にも、持ってきてくれるんでしょうけれども、日赤とか、いろいろそういったところから来てくれるけれども、やはり忠岡町としてそろえておかなければならないものは何なのかというものを、やはりこういったものは、医療部門がこの忠岡町の中にないというところで、これは消防署のほうに相談してもちょっとどうかとは思いますが、やっぱり保健所の役割というのが、こういった医療の関係でもやはりコーディネートしてもらおうというところで、相談をする、そういう調整会議をするということで、保健所をもっと、大阪府に相談もし、調整もお願いしていただきたいというふうに思いますので、これは全てにおいてですけど、災害医療体制は大阪府が責任を持つということですので、市町村でできるところは市町村でしますけれども、やはりそれは大阪府の援助、財政的な問題もありますので、ぜひそういった支援を求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

そのあたりにつきましては、十分大阪府とも協議、また要望もしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

わかりました。ぜひ一日でも早く協議を進めていただいて、そういう計画をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

災害対策の2つ目は、災害による停電時の水道についてお聞きいたします。

昨年9月の台風21号による停電は、本町でも一時的に約4,000世帯にもなりました。本町シビックセンターは運よく停電を免れましたが、道を隔てた向かいの地区は4日間も停電したままでした。電柱が折れたりした地区では、長いところでは電力復旧まで1週間以上かかっていました。私のところも4日間停電しましたが、水道だけは出ましたので何とか過ごせました。

ところが、マンションや団地では、停電するとエレベーターが動かない上、水道が出ないということで、お住まいの方は4日間、大変な思いをされておりました。水は貯水槽から電気できみ上げているからであります。このようなときは貯水槽に非常用電源があると水が出るのではないのでしょうか。整備にはオーナーさんや管理組合などに多額の費用負担

というふうにもなってきますが、バッテリーなど、いろんな方法や補助金制度がないか、そういった紹介などしていただくというお考えはありませんでしょうか。

また続けて、北出浄水場の停電時の対策はどのようになっていますでしょうか。公室長さんと担当部長さんのほうよりお答えいただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

私のほうから1点目のほうを答弁させていただきます。

今年の台風21号では、停電により府営住宅などの高層の建物の一部では、くみ上げポンプが稼働せず水が供給されないという状況となり、応急対策として町から水の配布を行ったところがございます。マンションや団地の停電対策については、建物の所有者が対策を講じるものと考えておりますが、非常用の電源の整備に関して、民間でも活用できるような補助事業があれば情報提供を行うとともに、住民に対しましては、飲料水も含め災害時に対する備蓄について引き続き啓発を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

2点目にご質問の北出浄水場の停電時の対策につきまして、改めまして大阪広域水道企業団忠岡水道センターへ確認をいたしましたところ、自家発電機の稼働時間につきまして2時間となっておりますが、第2配水ポンプ場には、ポンプを使わずに町内へ水を送ることのできる大阪広域水道企業団からの直送管が整備されており、自家発電とあわせた対応策が可能となっておりますので、ご安心いただけるものであると、こういうふうに聞いております。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

わかりました。住民の方に、マンションの方等には情報提供を考えていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。また、第2配水ポンプ場の直送管ですね、工事もしまして、停電時もそのまま泉北のほうから高低差で流れてくるので、十分対応できるということだと思っておりますので、わかりました。

3つ目ですけれども、そしたら、災害対策の3つ目は、忠岡町役場やふれあいホールのあるシビックセンターの南館、消防署などの停電時の自家発電設備についてお尋ねをいたします。

本町役場の停電時の自家発電は、エレベーターと電話とパソコンの3つに限定して供給

した場合でも、燃料が8時間しか持ちません。燃料がA重油のため、備蓄があまりできないそうであります。昨年11月の総務省・消防庁からの通達で、災害時の防災拠点になる施設の自家発電は、平成32年度までに72時間以上確保するようというものでした。この質問は昨年の9月議会でもさせていただきました。それから1年でありますけれども、避難所ともなるふれあいホールには停電時の自家発電が届かないというか、シビックセンター南館と、この町役場と自家発電のあるところとはつながっていないということがわかりました。町役場は停電すると水が出ないし、電気で水をくみ上げているので、2階の保健センターは福祉避難所ともなっていますので、やはりこれは早く自家発電の72時間化に取り組まれるということが求められてると思いますが、それについては今どようになっていますでしょうか。

また、消防署やシビックセンター南館の自家発電の整備についてもお答えいただきたいと思えます。公室長と、あと消防長のほうと、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

役場、シビックセンター本館の非常時における自家用発電機の通常稼働時間は最大8時間でございます。停電時のような役場としての行政機能が低下した状況でも、通常とめることのできない行政サービスを維持し、また国においても、地方公共団体は災害時には発災直後からの災害応急対策活動等の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識のもと、人命救助の観点からも、72時間は外部から供給なしに非常用電源装置を稼働可能とする措置が望ましいとされているところでございます。

現在、このような状況を踏まえまして、燃料タンクの増設や、その設置場所等について、消防法や建築基準法等により制限される場合もあることから、関係部署において調査研究を行っているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

花野消防長。

消防本部（花野 勝也消防長）

消防署の自家発電設備の状況でございますが、消防本部は防災の拠点であり、いかなる場合でも業務をとめることはできません。平成15年の現消防庁舎建設時に庁舎南側屋外ガレージ屋上に自家発電設備を整備しております。運転時間につきましては、自家発電設備自体の燃料タンク容量が190リッターで、約12時間稼働できます。消防署に備蓄燃料、これは軽油でございますが、200リッター備蓄し、おおむね1日は自家発電で対応できるものと考えております。それ以上、自家発電の稼働が必要な事態になれば、管内の給油取扱所に対して燃料補給をお願いするという連絡体制をとっております。この連絡体

制でございますが、自家発電設備に限ったものではなく、給油取扱所が営業していない時間帯に火災発生することもございます。長時間、消火活動が必要な場合もございますので、消防車に燃料補給が必要な場合も出てきますので、そういった体制で、口頭ではございますが、給油取扱所と交わしてございます。

以上です。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

まだ忠岡町役場のほうは、シビックセンターのほうは、まだまだ検討中ということですが、いつまた台風、台風というのは停電がつきものだということは去年大変よくわかりましたので、またこれから台風シーズンでもありますので、今現在のA重油であるかどうかということも含めて、バッテリーでいくか、いろいろさまざま検討して、早く対応できるようにと、よろしく願いしたいと思います。

それと、あともう1点、最後ですけれども、4つ目の質問は、災害対策の担当課を防災専門の防災対策課や危機管理課とするお考えはないかということについてであります。本町の地域防災計画を実際に進めていくためには、防災関係諸機関と調整会議やさまざまなことをしていけないといけないのに、なかなかまだ、先ほどの災害医療体制1つとっても、これは大変なことであります。1つの担当課だけで、ほかの業務も兼務しているところではなかなか進まないのではないかと。計画がきちんとできていないということによって混乱をして、助かる命も助からないであるとか、そういった大変住民の方が困る、被災者が困るということがあってはならないということでもあります。

これはやはり全職員であるものであるところから、もう少し具体的にどうするかを全庁的にしてもらおう。そのためにも、やはり災害対策課、あるいは危機管理課にすべきではないかというふうにも思うわけですが、機構改革を伴うことでありますので、これについてはどのようにお考えでしょうか。まずは公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

現在、ご承知のように、本町では自治政策課において危機管理事務を行っておりますが、同課は町政の企画に関することや広域行政に関すること、自治会、防犯に関すること

など非常に多岐にわたる事務を、課長以下6名で従事しており、最小限の人員で奮闘しているというところがございます。

そういった中で、現人員のまま、危機管理専任の課を分離設置すると、2名から3名の小さな課となって、昨年の台風21号のような災害が発生した場合は、かえって人手が足りないというような状況に陥ってしまうところも一方ではございます。

また、本町のみならず、現在地方公共団体では、将来の人口減少、高齢化社会を迎えるに当たりまして、なかなか現在の職員数のまま採用を続けると、将来、人件費の比率の高騰を招き、行政運営が厳しくなるというようなこともございます。人件費の抑制に努めていかなければならないというところがございます。

しかしながら、最近の各地で起こる自然災害の及ぼす深刻な状況を鑑みると、危機管理体制の充実是我々も喫緊の課題と考えております。今後、あらゆる手法を検討しながら、本町に合った危機管理体制というものを、できるだけ早い段階で構築し、体制強化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

時間が来ているので一言だけ。

6番（是枝 綾子議員）

同じ質問を毎年しないでいいように、ぜひきちんと協議をして決めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

11番、日本共産党、河野隆子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、防災行政無線についてです。

防災行政無線は、災害が起きたときに住民に正確な情報を迅速に知らせる大事な役割があります。デジタル化に整備した後も、やはり住民からは聞き取りにくいという声が寄せられております。近年、災害を体験していなかった忠岡町では、昨年9月4日の台風21号では多くの被害が出ました。連日、防災無線が放送されておりました。そんなときです

から、住民は内容をしっかり聞こうと意識されておられました。しかしながら、その当時、放送が聞き取りにくい地域があると、昨年12月議会でもお伝えをしたところです。その後、調査のほうはされたのでしょうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

住民への情報伝達手段として運用している防災行政無線につきましては、平成26年4月にデジタル化を行い、聞こえ方が向上しておりますが、天候や風向きによっては聞き取りにくいという連絡もいただいているところでございます。聞き取りにくいという連絡をいただいた際には、場所をお聞きし、Jアラートの試験放送時に職員が現地に行きまして確認しておりますが、屋内と屋外では聞こえ方に差が生じる場合もあると考えています。

そのようなことから、雨天時等でも、音声聞きづらかったなどにより放送内容を十分に把握できなかった際に、改めて聞き直すことができるよう、自動応答装置を導入したところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

デジタル化した後も、やはり聞き取りにくい地域があるということはおわかりになっているかというふうに思います。そして、先ほどおっしゃったように、Jアラートですね、これの試験放送時に職員の方が現場に行き、確認をしているということではありますが、やはり今公室長がおっしゃられたように、屋内と屋外とは随分と聞こえ方が違うということは、そうであります。

災害は地震や台風、そして大雨による川の増水、いろんなことを想像しないといけません。雨や風がひどいときには、大方の人が窓を閉め切っています。そして、新しい家は、今二重窓になっておりますので、なお防音のそういったこともきちりできているようなので、かえってそれで聞こえにくいということも聞いております。大雨や強風のときは、なおさらその音でかき消されてしまって聞くことができない。役場からの放送が聞き取りにくい、避難する行動がおくってしまったら、命にかかわることにつながります。

これまで、外であっても建物に声当たって反響して言葉が聞き取れない。今年の台風21号の後、忠岡南2丁目で、私が実際その場に外にいましたので、役場からの放送を聞いたところでありますが、こだまのように聞こえて、建物にぶつかるんですね、反響しまして。大事な情報を聞くことができなかったということもお伝えさせていただいたところです。

Jアラートの試験放送時に、職員の方がどこの地域に行けば効果的にちゃんと聞こえているか、聞こえていないかというのを把握できるかというのはわかりませんが、それをしっかり町が把握するには、ちゃんとした調査が必要であると思います。その方法として一番住民の声を聞くには、アンケートをとるとというのがよりよい方法ではないでしょうか。

以前、東区や西区の自主防災会で避難訓練をされたときにアンケート調査をとられたというふうに聞いております。また、平成27年9月、大阪880万人一斉訓練のときは、避難訓練に参加された方からはアンケートをとったと記憶しております。訓練に参加された方の声しか拾えていないのですから、それでは町全体として把握はできません。去年の台風で住民の防災意識も大変深まっておるところです。全住民にアンケート調査をされる、そういうお考えはないでしょうか、再度お尋ねしたいというふうに思います。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

災害時等に一斉に直接住民に情報を伝達することができる防災行政無線については、大変有効な手段で、住民への情報伝達手段の中核を担っているというふうに我々も考えているところでございます。

先ほど来お話も出ていますとおり、気象条件や情報を受ける側の状況などによって、聞き取りにくい、また聞こえ方に差が生じる場合もあると思われまますので、災害情報伝達手段の多様化ということで、防災無線の聞き直しができる自動応答装置の導入ですとか、携帯電話へのメールの発信システムの整備を行ったところでございます。情報発信の多様化ということについては、本町の状況も踏まえながら、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

これらのことから、現時点でのアンケート調査については考えておりませんが、今後、例えばJアラートの試験放送のように、あらかじめ放送日時が決まっているものについては、広報紙に掲載し、聞こえ方についてのご意見を伺うような、そういった工夫については今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

先ほどから、公室長のほうからは自動応答装置のお話も出ておりますが、それにつきましては次の質問でさせていただきますので、とりあえず今、アンケート調査のことについてであります。

やはり実際、多分ここの議場の中にいらっしゃる議員の皆様も、住民の方から聞き取り

にくいんやというお声は恐らく聞いておられるのでないかというふうに思います。やっぱり今おっしゃられたように、Jアラートの日時を広報に載せて、お知らせを先にしておいて、そしてお家の中で聞いてもらって、聞きづらかったよと電話していただければ、それで効果的にはなるかというふうには思いますが、なかなか役場のほうに住民さんが電話するというのは、しにくいようであります。やはりそういった効果的な方法としては、アンケート調査ではないかというふうに思うんです。一度アンケート調査していただきましたら、このような質問もしなくて済みます。ぜひアンケート調査を行っていただきまして、町全体、どこが聞こえにくいのかということ把握していただきたいというふうに思います。

このご答弁は、先ほどからアンケートはやらない、考えないというお答えでございますので、繰り返しにはなるとは思いますけれども、ぜひ今後アンケート調査に向けては検討していただきたいというふうに思います。

それで、次の質問に移りたいのですが、防災行政無線を正確に迅速に、そして住民皆さんに公平に情報を知らせる手だてとして、戸別受信機を検討されること、これは以前、質問もさせていただいたところです。本町は、先ほど公室長がおっしゃったように、電話やスマートフォンで確認できる自動応答装置、これで対応したいということで、8月から導入をされました。しかし、停電時には固定電話しか持っていらっしやらない住民は、停電になると聞くことができません。もちろんテレビも映らないし、情報が入ってこない。防災行政無線が聞き取りにくい地域に住んでいる人は、それで避難がおくれるということも考えられます。それでは大変なことになるということです。

行政の責任は、漏れなく住民全員に避難情報を知らせるという義務があります。それには、自分から情報を知る行動をとらなければならないでしょうが、それもそうなんですけれども、やはり自分からアクションを起こさないと聞くことができない自動応答装置ではなくて、自動的に情報が流れてきて聞くことができる戸別受信機が、情報伝達手段としては大きな役割を果たすというふうに考えます。

前回、府内で導入された太子町の紹介もさせていただきました。停電時には、携帯を持っていない高齢者などには利用することができない自動応答装置では、カバーできるとは思いません。戸別受信機の導入をぜひ検討してもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

災害時における住民への情報伝達、また周知方法等の充実につきましては、最重要課題

というふうに認識しておるところです。そういったことから、本年8月には防災行政無線の聞き直しができる自動応答装置の導入や、登録された携帯電話へのメール発信システムの整備が完了したところでございます。これにより、高齢者の方々でも受話器から直接放送を聞くことができるために、より確実に放送内容を把握することができるようになったというふうに考えております。今後は、ホームページの充実にも取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

議員ご質問の戸別受信機につきましては、メーカーのほうにも問い合わせをしたところ、機器代のみだけではなく、環境によっては工事が必要な場合もあり、その工事費用もかかるというふうなことでございました。これを受け、現在担当課では希望される方に対して、電話やファクスを活用した情報伝達システムの構築ができないかということについて、できるだけ早期にそういったシステムが導入できるよう、現在、調査研究をしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

情報伝達が最重要課題だということは認識されておられるということでございました。しかしながら、電話やファクスですね。ファクスなどは聴覚障がいを持っておられる方には有効な手だてだとは思いますが、やはり是枝議員が先ほども質問したように、停電ですね。停電になると固定電話、ファクスは使えないということでございます。

総務省・消防庁が防災行政無線の戸別受信機の検討会を平成29年から3回開いております。昨年2月22日に開かれた第3回検討会では、報告書案の審議がされたところでございます。検討会報告書の概要を見ますと、防災行政無線を整備している1,459の市町村のうち、戸別受信機の全戸配布が538団体で36.9%と、半数には至っておりませんが、一部配備が708団体で48.5%です。しかし、これは平成29年3月の消防庁調査によるものでありますから、この2年間で一部配備は半数を超しているのではないかとこのように思います。

この検討会の背景には、防災行政無線は災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割があり、特に高齢者等防災情報が届きにくいの方々によりきめ細かく行き渡らせるために、住居内の戸別受信機が有効と考えることから、その普及促進を図ることが重要であると、このようにこの報告書に書かれております。

国がこのように普及を進めているのですから、財政的支援もあるようです。緊急防災・減災事業債は、デジタル化したときと一緒でなかったら申請できなかったというふうにも聞いておりますが、平成32年度まで特別交付税措置があるようです。措置率は70%。

高齢者や障がい者など希望者だけでも設置してあげるお考えはないでしょうか。また、保育園や幼稚園、学校、福祉施設にも必要であるし、先ほども申しましたように、聴覚障がいのある方には、何か違う手法での伝達方法を考えないといけません。国からの財政措置もあるということですから、ぜひこのことも踏まえて設置を検討していただきたいというふうに考えておりますが、最後にご答弁お願いできますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

戸別受信機につきましては、国のほうでも普及促進についての研究会などで検討され、地方への普及促進にも取り組んでいることから、戸別受信機が1つの有効な手段ではあるとは認識しておりますが、地域それぞれに合った情報伝達の手段もあろうかと思えます。また、1台当たり最大15万円程度の費用がかかると。また、設置するに当たって、その対象範囲等についても検討も必要であるのかなというふうに思われます。

先ほど来答弁させていただいておりますが、本年8月から自動応答装置の導入や、登録された携帯電話へのメール発信システムについて整備させていただきましたが、今後、希望される方に対して電話やファクスを活用した情報伝達システムが構築できないかについて、まずはできるだけ早い段階で取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

非常に費用が要するというので、なかなか手をつけられないというご答弁ではございましたけれども、やはり何でも商品というものは、出始めは高いですが、普及率がふえていく、買い手が多くなるとだんだん単価も下がると、そういった傾向もございますので、恐らくこれから全国自治体、この戸別受信機の設置が広がるというふうに思いますので、単価が高いにしろ、やはり全員でなくても、先ほども申しましたように、希望者だけでも設置をすると、そういった前向きな行動をとっていただきたいというふうに思うんです。

想定外という言葉は、東日本大震災からよく聞くようにはなりましたが、災害がいつ来るかわかりません。正確な情報を伝えるということは、想定内の範囲であるというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いして、次の質問に移りたいというふうに思います。

次は、福祉避難所についてです。

近年、異常気象で本町でも避難所を数回開設されました。そのうち自主避難もございましたが、一般避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児など災害時に援助が必要な人たちに配慮した福祉避難所の確保が実際できているのか、このことについてお尋ねしたいというふうに思います。

東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、被災住民全体のそれと比較しましても2倍程度に上がったと言われております。高齢者や障がいを持った方々など特別な配慮が求められる方にとっては、直接の被害だけではなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとは言えない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害して、復旧、復興に向けての生活再建への移行に困難を生じているケースが報告されているところです。

忠岡町の防災ガイドマップを見ますと、福祉避難所が載せられておりますが、デイサービスの事業所が多く、泊まれる施設、事業所は少ないです。1日で自宅に帰れたらいいですが、避難生活を長く強いられることになれば、一般避難所では困難な方に配慮した福祉避難所の確保が必要であります。確保というのはきちりとできているのでしょうか。まず、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

福祉避難所につきましては、高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児など避難所での生活において特別な配慮を必要とする方が滞在する避難所となっております。災害発生時、指定避難所へ避難された方の中で配慮を必要とする方がおられる場合、身体状態や介護などの状況を考慮して、福祉避難所への避難対象者を決定いたします。

福祉避難所の開設に当たっては、本町では町内の事業所のご理解、ご協力をいただき、現時点では16の事業所との間に、災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定を締結しているところでございます。しかしながら、災害発生時において、何名の受け入れが可能であるかについては、その時点の施設の状況にもよるため、具体的な人数の把握はできてないという状況でございます。できる限り対応をお願いしてまいりたいというふうには考えております。

また、本町保健センターも福祉避難所と位置づけておりますが、支援が必要な方全ての受け入れは物理的にもちょっと難しいところでありますので、先ほどの町内の16の事業所と連携をとりながら、支援が必要な方の避難場所の確保に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

協定を結んでおられるということではございますが、泊まれる施設、事業所も災害時にはその時点で入所されている方々の対応で現場も大変であるというふうに思います。デイサービスの事業所も業務を再開し、通所している利用者を受け入れる態勢も整えなくてはならないということで、泊まれる施設が確保できていないということは大変困ったことでありますし、なかなか人数も把握できないというお答えでございました。

平時から福祉避難所に関する取り組みを進めるために、防災担当部局と日ごろ支援が必要である住民の方の把握をされておられる福祉部局、そして受け入れてもらえる施設や事業所と連携することが大事ですから、定期的な話し合い、会議を設けて、一緒に計画をつくるということが大切だというふうに思います。また、これからは広域的な計画も要するというふうに考えております。そういった会議などは開かれているのでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

東日本の大震災では、多くの方が被災したこと、長期間にわたる避難生活になったことなどにより、福祉避難所の指定も十分とは言えず、またその対応体制も厳しい状況であったとされています。今後、福祉避難所の開設、運営について、事前準備ということからも、詳細な検討、訓練も必要であるというふうに考えておりますが、東日本の大震災では、特に福祉避難所を支える支援者の確保であったり避難者の移送について、また、どの被災者を福祉避難所に避難させるかの判断、また、多様な要配慮者への対応等について課題があったというふうにも聞いております。

これらのことについて、本町においても、今後、調査研究してまいりたいと思います。また、あわせて町内の16の事業所ともこの点について連携を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

平成29年の10月でしたか、台風、大雨で役場も避難所を開設されました。そのときに介護を受けていたご主人を連れて、奥さん、ご夫婦で来られたわけなんですけれども、

このときは半日だけの避難生活であったかというふうに思います。しかし、やはりベッドもない中、帰った後、ご主人が体調を崩されて入院したというふうなことも聞いております。長期の避難生活になれば、健常者であっても大変ですので、援助が必要な人たちは体調を崩してしまうということでございます。

高齢者や障がいのある方、妊婦の方や乳幼児など、さまざまな福祉避難所の受け入れも異なってくるとは思いますけれども、やはり泊まれる施設も確保、大切だというふうに思いますので、それに沿った計画、これから密に連携をとってしていただきたいと思っております。最後に、していただけますか、密に。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

16の事業所、また本町の関係部局と連携して、例えば福祉避難所の開設の運営マニュアル的なもの、あるいはタイムライン等々について検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

よろしくお願い致します。

最後の質問です。災害時のボランティアについてであります。

社会福祉協議会ではボランティアセンターを立ち上げて、いろんな、子ども食堂に至って、手話や朗読など、登録や相談支援をされているところでございます。

昨年の台風21号での災害時には、災害ボランティアを立ち上げて、強風にあおられて飛ばされた瓦や、またベランダ、ガレージの骨組み、波板など台風関連の災害ごみを回収していただいたところです。大変助かったというところです。職員さんも毎日回収に当たって、本当にご苦労であったかと思っております。

ごみのほうはボランティア、自治会の協力もあって何とか乗り越えることができましたが、屋根瓦が飛んで雨漏りを防ぐために本町のあちこちでブルーシートがかけられ、ほんとに真っ青な屋根がたくさん目についたところであります。屋根を修理してもらいたくても、業者も注文が相次いで来てくれない。その間の緊急対応でブルーシートでしのぐにも、ブルーシートをかける手だてがない。本町では約720枚のブルーシートが配布されましたが、自分たちでかけるしかない。高齢者にかかわらず多くの住民が困りました。知人などに何とか頼んでかけてもらおうという方はよかったですけれども、ほんとにこんなときにブルーシートをかけてくれるボランティアさんがいれば、どんなに助かったかというふ

うに思います。

そこで、お隣の岸和田市の社協も、市役所のほうから依頼があり、たまる一方でキャンセルも出てきたけれど、待っていらっしゃる方もある。そういった困っているときに、愛知県から民間のボランティアグループが来て、ブルーシート張りのボランティアをしますよという声かけがあったというふうに聞きました。地元のボランティアと連携してという前提はあったものの、約200軒のブルーシート張りをしてもらったそうです。このボランティアグループは全国から集まった人たちで構成されていて、熊本の震災にも活動されたベテランが集まったグループであります。

しかしながら、ボランティアの方が来てくれても、受け入れ態勢が整っていなければ、いざ町内だけでなく、外部から来てくれても協力を得ることができません。自分たちも被災しているということもあるので、外部からのボランティアは本当に助かります。今後の検討課題ではあると思いますが、ボランティアの受け入れ態勢につきましては、午前中の質問で3市1町の会議や、町と社協の連携を強めていきたいというご答弁がございましたので、そこは飛ばしますけれども、しかしながら個人のニーズに合ったものというご答弁をされておりました。実情に合ったボランティア活動を受け入れることが大事でありましょうし、多様なボランティアを計画していくことが必要ではないかと思います。

ボランティアをお願いするに当たって、やはり一番慎重になられたのは、作業中のけが、これが一番心配されていたところであるというふうに聞いております。慎重になるのも無理はありませんが、しかし、外部の民間ボランティアに協力してもらった自治体もあり、それで住民は本当に助かったと思います。そのような教訓も得ながら、今後の災害時に備えていく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

午前中等々から災害ボランティアセンターのことにつきましてはご質問等もございましたが、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネートをするに当たりましては、ボランティアの事故やけがに注意を払って、リスクマネジメントを徹底することが不可欠になります。また、機械を使った作業や、屋根の上などの高所作業などの技術を伴う作業や、危険を伴う作業に関しましては、現在のところボランティア保険の保障外となっております。ボランティアの行動といたしましてはさまざまな活動がございますので、危険な行動や危険を伴う活動は避け、ボランティアの安全確保を図る必要があると認識しております。

今後とも引き続き社協と連携をとりながら、ボランティアセンターの存在をホームページ等で広報等をさせていただいて、自主的にボランティアのお申し出をいただける団体に

つきましてはご協力も得てまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

昨年の台風であった一番住民の要求というのは、ブルーシートをかけていただく人がいないと、そこで困ったということを知っております。今おっしゃったように、ボランティア中にけがなどしたときのためにボランティア保険があります。これは大阪府社協のボランティア保険で、それを市町村が窓口になって取り扱っております。このボランティア保険、今おっしゃったように高いところの作業など危険が生じるものは対象外であるというふうなご説明でございましたが、このボランティア保険、個人300円でしたかね、負担がございましたが、やはり災害が起きたときは、町外からのボランティアに助けていただかないとどうにもならないということでもありますので、どんなことにも適用できるような保険内容、これに今後していかないといけないというふうに思うんです。

そういったことも踏まえまして、保険が出ないからそこでちゅうちょしないこと、それがないように、ボランティア保険も対象を広げていただくと、こういった声も届けていただいて、ぜひ受け入れ態勢の強化ですか、これは社協とも連携してぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

最後に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。通告書に基づき一般質問いたします。よろしく願いいたします。

まずは小・中学校の体育館のエアコン設置について、質問いたします。

最近、温暖化ということもあり、地球規模での異常気象が世界各地で見られます。日本

も例外ではなく、各地でさまざまな自然災害が起きています。巨大台風の襲来、50年に一度と言われるほどの豪雨などが顕著になっています。

夏の記録的な猛暑も最近では自然災害と認識されるようになりました。ことしも5月の早い時期から最高気温が30度を超える日があり、また、この9月になっても35度を超える猛暑日が各地で記録され、残暑も厳しくなっております。

そうした中、熱中症で緊急搬送されたり、最悪の場合、命をなくすニュースも多くなってきました。また、学校などの教育現場において屋外活動等を中心に熱中症で救急搬送されるケースもふえてきています。独立行政法人日本スポーツ振興センターの調べでは、小・中学校での熱中症の発生件数として、平成26年では2,142件でしたが、平成30年度では3,491件と約1.6倍となっております。

そうした中、最近環境省では、「暑さ指数」という指標を用いて、熱中症に対して注意を呼びかけています。「暑さ指数」とは、湿度、気温や、日射・地面からの照り返しなどの熱環境の3つを取り入れた指数です。その数値が28度以上を超過すると、熱中症患者の発生率が急増します。ちなみに、最近1週間の堺の観測点での「暑さ指数」は、全て30度以上を超えていました。

そこでお尋ねしますが、忠岡町の小・中学校は、何かしらの基準を設けて、熱中症の予防に対策をされていますか、担当部長よりよろしくお願いします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

熱中症につきましては、国や府からも事故防止のため十分な水分補給を、また暑さによっては激しい運動を控えたり運動を中止するなど、熱中症予防に取り組むよう通知されておりますので、本町教育委員会におきましても各学校へ、熱中症事故防止のため適切に取り組むよう周知を行っているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。今後も生徒を守るため、きちんとした対策をしていただきたいと思います。

さて、少し話は変わりますが、先ほども話がありました30年以内に約80%の確率で発生すると言われている東南海地震や、昨年9月4日に忠岡町にも大変な被害を与えた台風21号を初めとする台風災害、また長時間続く豪雨被害など、自然災害のリスクが高まってきています。そういった災害時に住民の皆さんが安心して避難できる場所が必要で

す。

そこでお尋ねしますが、災害時の避難場所として小・中学校の体育館も指定されていますが、忠岡町全体で避難所は何カ所あり、それぞれのおおよその収容人数を教えてくださいと思います。担当部長の方からよろしくお願いします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

指定避難所につきましては、忠岡小学校、総合福祉センター、文化会館、忠岡中学校、シビックセンター、東忠岡小学校を避難所として開設しております。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

収容人数の問い合わせもしていたんですけども、ちょっと答弁がなかったので、私のほうから伝えたいと思います。

忠岡小学校はおよそ760名、総合福祉センターは790名、東忠岡小学校ではおよそ640名、シビックセンターではおよそ3,450名、忠岡中学校ではおよそ880名、文化会館ではおよそ310名となっております。あと、高月のコミュニティセンターはおよそ100名ぐらいになっております。

ことしの「広報ただおか」の6月号に7カ所、先ほどお伺いした7カ所、災害時の避難場所の記載がありますので、住民の皆さんは最寄りの避難場所の再確認をしていただき、また災害の場所、災害の種類によっては避難できない施設もありますので、ハザードマップ等を確認お願いします。また、町としても引き続き避難所の周知のほどよろしくお願いいたします。

ただ、忠岡町のホームページの中では、その避難情報、避難指定場所の情報が更新されていませんので、できれば早急に更新をしていただきたいと思います。

その避難場所ですが、避難時の心配事の一つとして、避難先での環境がどのようなものかということです。災害時によく見る光景ですが、車で避難し、安全と思われる場所で停車し、そのまま車中で避難生活を始めるといった光景をよく見ます。そういう方々は、避難先でもプライバシー空間を守りたいと考える方も大勢いらっしゃいます。そういったことでも避難をしていただけるならまだしも、避難先での生活環境に不安を感じ、そのために避難をするのをためらい、避難勧告が出ても住みなれた自宅で過ごされる方が多いかと思えます。避難所の環境を少しでも改善することによって、避難に対してちゅうちょしている方々に安心して避難所へ赴く環境を整えていかなければなりません。

避難所の中に小・中学校の体育館も指定されていますが、それぞれの収容人数は、先ほど私がお伝えしたとおりになっております。また、その人数を避難の受け入れをする体育館には現在、エアコンが設置されておられません。真夏や真冬の時期に災害が発生した場合、大変厳しい避難生活になります。避難先での生活の苦しさを一つでも取り払うことができれば、避難生活でのストレスは少しは軽減されると思います。

そこでお尋ねいたします。さきに質問しました熱中症対策や避難生活の改善に向けて、小・中学校の体育館にエアコンの設置の検討はしていただけないでしょうか、担当部長よりご答弁をお願いします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

議員ご指摘のとおり、災害時の避難所としての小・中学校の体育館へのエアコン設置につきましては、その必要性については認識を持っているところではございます。

しかしながら、義務教育施設ということで、まず子どもたちの教育環境の向上を優先し、教室へのエアコン設置を進め、設置率については100%となっております。

そもそも、現在の小・中学校の体育館につきましては、設置後相当年数が経過しており、老朽化が進んでいることや気密性についても低い状況でございます。現状の施設にそのまま空調を設置したとしましても、広大な空間であることから非効率的であるとともに、天井などにつり下げることが構造上できないものと考えられることから、床置き型になると考えております。床に置く場合には設置面積が大きくなることから、実際の授業における体育活動やクラブ活動に支障を来すものと考えられます。

今後、近隣市町村の状況を注視するとともに、体育館の大規模改修を実施するタイミングで空調の設置ができないかなど、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。体育館が老朽化しているということもありまして、なかなか現在の体育館には設置が難しいということがありました。

そういう中、ちょっと他市の事例をお話しさせていただきたいと思っております。

大阪府箕面市ですが、昨年3月に災害時の避難場所に指定される公立の小学校12校、中学校6校、小中一貫校2校の20校全ての体育館にエアコンを設置しました。設置の趣旨としましては、夏の熱中症の対策ということでした。

ただ、昨年6月18日に発生した大阪北部地震では、避難所として体育館が開所され、避難する住民に大きな安堵感を与えたそうです。

避難所としての体育館のエアコン設置については、先ほど河野議員からもお話がありましたが、総務省の未来への投資を実現する経済対策として、緊急防災・減災事業債の制度が利用できます。この制度では、設置費用全額に町債を充当することができ、そのうち、元利償還金として7割が地方交付税措置されるため、町の実質的負担は3割に抑えられるという町にとっては非常に有利な制度でございます。

箕面市では、20校に56台のエアコンと各体育館に非常用発電機を設置しております。事業費として7億6,000万円になります。先ほどお話ししました緊防債の制度を利用すると、市の負担が約2億2,800万となり、単純に1校当たり約1,140万円で設置できる計算になります。

設置するエアコンは、LPガスを利用したガスヒートポンプ式を設置し、効率を高めるため空気を循環させるサーキュレーターを同時に設置することで、ランニングコスト削減を実現しています。

また、非常時用として900キログラムのガスを備蓄しているので、外部電源に頼ることなく、3日間、エアコンを稼動することが可能です。

箕面市に昨年の1年間のランニングコストをお伺いしたところ、年間で約560万円でした。そのうち、小学校12校でのランニングコストが約240万ですが、そのコストのほとんどが夏の8月、9月に利用が集中しており、その2カ月間で193万円とのことでした。

ほかには、夜間の大人のスポーツクラブの利用向けにプリペイドカードを導入し、使用していただく方に負担をお願いしているなど、設置後のコスト削減にいろいろと工夫されております。

そこでお尋ねします。先ほど老朽化の問題もあってなかなか設置が難しいということがあったんですけれども、費用のかかる事業ではありますけれども、緊急性・必要性は避難所としては高い項目になります。再度エアコン設置について、創意工夫などをして、早い段階での検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

議員ご指摘の避難所に指定される体育館に係る有利な制度につきましては、緊急防災・減災事業債という起債でございまして、指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設ということで、体育館への空調設置やW i - f i 環境の整備などを実施する際

に、充当率が100%、交付税措置が70%という、大変有利な起債の制度となっております。

しかしながら、この緊急防災・減災事業債につきましては令和2年度までの時限制度でございますので、早期の設置は非常に困難なものと考えています。

先ほどと同じ答弁となりますが、現状の体育館に空調だけを設置したとしましても、効率が悪いことに加え、実際の授業における体育活動やクラブ活動に支障を来すものと考えられます。

今後、近隣市町村の状況を注視するとともに、体育館の大規模改修を実施するタイミングで空調の設置ができないかなど、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。確かに緊防債については来年度までの事業が対象となっております。今回、一つの可能性としてこういったエアコン設置の提案をしております。緊防債の制度が形が変わっても継続されるのであれば、すぐに計画が立てられるように準備をする必要はあります。

災害に関しては、「今、すぐには発生しないだろう」ではなく、「いつでも発生する」という意識を常に持つておかないと、非常時の対応など特に困難になります。避難する住民の立場を考えていただき、災害時に安心して避難できる環境をつくることは、住民の命を守る地方自治にとって非常に重要なことだと思います。これからの防災・減災意識を高めるために、ぜひとも検討していただきたいと思います。

エアコンの設置については、以上で質問を終わります

続きまして、子ども医療費助成の拡充について、質問いたします。

町長が本年4月の施政方針で、教育・子育て支援の充実を第一に挙げられております。あすなろ未来塾、小学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの継続配置、英検授業料補助など、施政方針どおり、充実した教育・子育て支援を行っていただいております。また、昨年度は、子ども医療費の助成を中学校卒業まで拡充していただき、さらなる子育て支援の充実に力を入れていただき、子育て世帯にとっては大変助かっております。まことにありがとうございます。

その子ども医療費助成ですが、大阪府下の現状は、43市町村のうち一部の自治体で所得制限があるものの、中学校卒業までの助成を実施している自治体が32、18歳到達年度末まで実施している自治体は10に上ります。あわせて中学校卒業以上の助成をしている自治体は42となり、大阪府下では主流が中学校卒業までの助成となっております。ここまで普及しておりますと、本来なら国や府の政策として子どもの医療費助成を拡大して

いただきたいものだと思います。

近隣の自治体では、田尻町、岬町が18歳到達年度末まで助成を実施しています。大阪府下でも来年度にかけて5の自治体で18歳まで拡充いたします。その中でも河南町では、来月から医療費助成を現状の中学校卒業から22歳到達年度まで拡充するという、全国でも1例しかない施策を始めます。今後は18歳到達年度まで医療費助成がポピュラーになってきます。

そこでお尋ねいたします。忠岡町が「ぬくもりのある日本一元気なまち」の実現を目指すため、昨年、中学校卒業までの医療費助成を、さらに充実し、子育てしやすい環境を整えるため、18歳到達年度末まで医療費助成を引き上げてはいただけないでしょうか。担当部長のご答弁をよろしくお願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町は、これまで子ども医療費の助成制度の拡充につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、また、子どもの健全な育成と福祉の向上を図る観点から、財政状況が厳しい中におきましても、着実に年齢の引き上げを進めてきたところでございます。

議員仰せのとおり平成30年、昨年の4月からは、通院及び入院につきまして、中学校卒業年度末までの助成を行っております。府内の市町村の状況も、先ほど議員がおっしゃたとおり、本町と同様に中学校卒業年度末までの助成を行っている団体が43団体中32団体、18歳到達年度末までの助成を行っている団体が43団体中10団体となっております。

対象年齢の拡充につきましては、厳しい財政状況から見ますと、長期にわたる財源の確保が大きな課題であると思っております。今後も近隣市町の実施状況の動向を注視し、財政当局と調整してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、子ども医療費助成制度につきましては、喫緊の課題である少子化対策として、議員もおっしゃっていたとおり、未来を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、どこの市町村においても同じ制度のもとに、安心して医療を受けられる医療費助成制度が必要であることから、大阪府並びに大阪府町村長会を通じて、国における子ども医療費助成制度の創設に向け働きかけていただくよう、今後も引き続き粘り強く要望してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。先ほどのご答弁の中でもありましたとおり、町のほうからも国や府に対しても働きかけていただけるということで、今後はそういう動きも期待していきたいと思います。

先ほども話がありましたけども、確かに昨年度、中学校卒業まで助成を拡充していただいたばかりですが、ここ3年間の子ども医療費助成の公費負担金の分ですが、平成28年度では約3,990万円、平成29年度では約3,600万円、中学校卒業まで助成を拡大した昨年は、約4,120万円となっております。

年度によって医療状況もさまざまありますので、なかなか比較はできないんですけども、昨年との比較では、単純計算では520万円の公費負担増となっております。

そこでお尋ねいたします。昨年度、中学校卒業まで拡充したことによって、増加した中学生に対して医療費助成の公費負担分は実際に幾らになったのでしょうか。また、仮に来年度、18歳到達時年度末まで拡大した場合、対象者が約570名の増加の見込みとなっております。どれぐらいの予算になりますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

昨年4月より小学校卒業年度末から年齢を3歳引き上げまして、中学校卒業年度末までに助成にしたことによりまして生じた対象人数は約550人であり、年間助成費は約850万円必要となりました。それを中学校卒業年度末から年齢をさらに3歳引き上げ、18歳到達年度末までといたしますと、対象人数は議員もおっしゃったとおり約570名ということになります。そういたしますと、30年度に引き上げました550名より多いということになりますので、同程度以上の助成費の歳出予算が必要となってまいります見込みでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。先ほど担当部長のほうからおっしゃられたとおり、昨年、中学校1年から3年生までの人数が550名ほどいらっしゃいました。その分を増加した分が約850万ということで、1名あたりにしますと交付税の交付金負担は1万5,400円ぐらいとなっております。

現在、約4,120万円ほどの公費負担になっておりますけど、さらにまたこれだけ、

800万程度、同等以上の金額をふえるとなると、導入した場合は年間で約5,000万円ほどの公費負担となります。これに対して、国や府の補助金や交付金というのは、一体どれぐらいかかるのでしょうか、ご答弁よろしくをお願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

一般財源からの支出といたしましては3,316万円ほどの支出が必要となっております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。やはりこれだけ公費負担がふえてしまうと、なかなか来年度、高校医療費助成も厳しいところだと思うんですけども、やはり高校生というのは、これからの将来を決定する一番大事なときに健康でいてほしいという望む気持ちがあるから、高校卒業まで医療費助成をしてほしいと思います。

特に歯医者にかかる口腔ケアにおいてですけれども、歯の虫歯に関して、年代が高くなるにつれ、学校での健診が要受診と判定されたにもかかわらず、歯科への、歯医者への未受診率が高くなる傾向にあります。安心して楽しく学業やクラブ活動に励んでもらうため、引き続き医療費助成の拡充について求めていっていただいて、また検討もしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、二家本議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

2時45分から再開いたします。

（「午後2時29分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後 2 時 4 5 分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (杉原 健士議員)

日程第 5 議案第 3 7 号 委託契約の変更について (忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業委託) を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。

議長 (杉原 健士議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第 3 7 号 委託契約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、平成 3 1 年 3 月 2 7 日をもって、忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業委託について、契約金額 2 億 9, 7 0 0 万円の議決を得たところではありますが、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、契約金額を 2 億 9, 9 7 5 万円に変更いたしたく、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 3 9 第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本委託契約の変更の案件について、反対の討論をしたいと思います。

これは10年間で約37億円の長期包括契約、クリーンセンターのですね、が終了した翌年1年間、今年度の1年間のクリーンセンターの運転管理委託料の契約が原契約ということで、2億9,700万円ということを出ておまして、それが、消費税が10月から上がるから契約をし直して、消費税の分が275万円アップするという契約であります。

この原契約についてはことしの3月議会で提案がなされてきました。結果としては5対5の同数で、議長が賛成をして裁決して可決されたというものであります。

消費税増税をするということで、上乘せして契約を変更するという議案ですが、この3月議会で私たちはこの契約、2億9,700万円のうち運転管理委託の部分約1億7,000万円については認められるけれども、する必要もない点検修理費、これが1億3,000万円、これが乗っかって約3億ということになっているということで、こういった修理費、必要のないものがついているということで反対という意見を申し上げました。

この1年間は問題なく、クリーンセンターの長期包括の受託事業者が保証する期間であります。問題なく運転に使えるようにと、それで何か故障したら、それは受託企業が修理をするという保証期間がついているわけであります。ですから修理の必要はないし、当時の担当の課長も「今すぐ壊れるわけではない。修理が必要になるという状態ではない」ということも言うておりました。なのに、なぜ修理をするかということ、3年、5年先使えるようにという予防保全という、予防のためにこの修理をしなくてもいい年度に修理費を1億3,000万円もかけるというものであります。この3年、5年先まで使えるようにという必要が本当にあるのかというのは、泉北環境のほうに広域化を進めている、協議をしていくという中ですから、延命化の必要は全くないわけであります。

ということで、このような原契約は今も認めることはできないため、その契約が含まれている消費税の増税分ですので、認めることはできません。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

ほかに討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより議案第37号 委託契約の変更について（忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業委託）を、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議あるということですので、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（杉原 健士議員）

賛成多数でございますので、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第6 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第3号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）でありまして、6月28日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、63万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は68億5,512万1,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税63万8,000円を計上、歳出につきましては、第2款 総務費で、住民訴訟に伴う弁護業務委託料63万8,000円を計上するものであります。

どうぞよろしく、ご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第3号))を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第7 議案第39号 忠岡町功労者表彰についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第39号 忠岡町功労者表彰について、ご説明申し上げます。

本件は、町制施行80周年記念式典を挙げるにあたり、忠岡町功労者表彰並びに待遇条例の規定により、本町の振興発展に寄与し、その功績が顕著である12名の方々を功労者として表彰するため、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第39号 忠岡町功労者表彰についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第8 議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議

題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員、岡澤和彦氏は、令和元年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第9 議案第41号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第41号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員、中村吉治氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第41号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第10 議案第42号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第42号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員、井手和代氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第42号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第11 議案第43号 忠岡町国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第43号 忠岡町国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計において生じた収支黒字分を適正に管理し、国民健康保険事業費納付金の不足額への充当及び保険者が行う保健事業、その他緊急やむを得ない財政需要に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定により、忠岡町国民健康保険事業財政調整基金を設け、その管理運用等に関する規定を定めるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

議案第43号、忠岡町国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について、質問をいたします。

国保の都道府県化によって、本町は府内でもいち早く府の標準保健料に統一いたしました。大阪府が一括で国保財政を管理し、国保の運営に必要な費用を各自治体に割り当て、府に事業費納付金という形で納めることになりました。平成30年度の決算書が10月の決算委員会に向けて配布されております。納付金の決算額は5億2,600万円です。

さきの福祉文教常任委員会協議会でお聞きしましたところ、「本基金条例で積む基金は大阪府に納める納付金以外には使わない」という答弁でございました。この条例は必ず設置しなければならないものなのか。また納付金に充てるだけではなく、保険料抑制に使える条例にすることはできないでしょうか。

あと1点、この基金に積む原資の内訳をお答えいただきたいというふうに思います。担当部長よりお願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員のご質問につきまして、この基金につきましては納付金や保健事業、その他緊急やむを得ない財政需要に充てるために設けるものでございます。保険料抑制につきましては使うことはできません。それにつきましては使うことはできないということは、大阪府の規定に基づきまして使用することはできないということになっております。

この基金の原資につきましては、保険給付費等交付金の特別交付金の部分が黒字というものの原資となります。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

府の特別調整交付金が原資だというお答えでございました。国庫負担はここ数十年間で約半分に減らされてきております。そんな中で、国保の都道府県化をするに当たって国が毎年、27年度から1,700億円や3,400億円、毎年公費投入をしています。しかしながら、市町村からの繰り入れが減らされていますから、その分住民の負担の軽減にはなっておりません。公費が原資だとおっしゃられましたけれども、原資といっても国が負担をこれまでどんどん減らしてきた。そういうわけですから、やはり住民の保険料に反映されていると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

これまで忠岡町は、統一保険料にすると安くなるというふうに言われておりました。しかしながら、広域化がスタートした30年度では、所得の高い世帯は年間3万円の引き下げになる一方で、低所得者の方は保険料が値上がりすると、こういった状況がございました。所得割が0.9%低くなり、逆に1人当たりの均等割が値上がりし、1世帯当たりの平等割が低くなったため、所得の多い人は保険料が下がるけれども、所得の低い人は1人当たりの均等割が上がるため、こういった影響が出てきております。所得200万円の40歳代夫婦・子どもの4人家族というモデル世帯では、府下19番目となっております。これでは全員が下がったと言えません。

平成30年度から平成31年度、2019年度ですね、国保料は1人平均何%値上がりになりましたでしょうか。また、統一保険料にした府下の自治体は幾らあったのでしょうか。この2つのご答弁、お願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、国保料の1人平均、30年度で、2019年度で何%値上げになったのかということですが、6.8%でございます。また、統一保険料にしている自治体は府下で何団体かということですが、平成30年度は12団体で、平成31年度、令和元年度でございますね、14団体ということでございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

今お聞きしました。1人平均6.8%の値上げ、大変高い保険料になったわけでありませぬ。そして、標準保険料率に合わせているところは、43市町村の中で令和元年は14団体であると。やはりまだどこの自治体も足踏みをして様子を見ているといったところであるということがわかりました。

そういったことで激変緩和ということで、忠岡町には800万円が措置されておるわけなんですけども、やっぱりこのように大幅値上げになったということでもあります。所得が200万円、40歳代夫婦と子ども2人の4人家族で、平成30年度は年間39万2,707円でありましたが、今年度では41万2,400円、約2万円の値上げとなりました。

この先6年間の激変緩和措置の期間が終われば、さらなる住民負担増が出てくるのではないかというふうに思います。担当のほうはどう推移されておられるのでしょうか。今でも高過ぎて払えない保険料なのに、これ以上の負担増になれば暮らしは大変になります。小さい町であるからこそ住民の顔が直接見える忠岡町です。高過ぎる国保料の引き下げに努力すべきでありますし、今までのように引き下げのために、黒字が出てお金を積むことができるのならば、保険料を引き下げるために努力が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

6年間の激変緩和措置が終わった後の国民健康保険料につきましては、どのような状況に推移していくかというのは、まだ今のところわかりませぬ。それと、国民健康保険料は高いということは認識はいたしております。現在のところ法定外の繰り入れということにつきましては、大阪府の運営方針では、保険料を引き下げるための繰り入れというのは認められてはおりませぬので、今のところ行う予定もございませぬ。

自治体のほうが赤字、国保保険者が赤字を抱えた団体がたくさんございました。この団体が、本町も含めてですけれども、少しずつ今赤字解消しておるところでございませぬ。平成30年度は約20団体が赤字でしたが、平成31年度は約10団体が赤字ということで、赤字団体がどんどん減ってきております。その赤字を解消した自治体がそれぞれ、特別調整交付金の財源を保険料を引き下げるための財源として、大阪府の財源として入れてほしいというようなことも大阪府の調整会議の中で要望等はしております。

保険料につきましては、この赤字団体がほぼ赤字を解消する、その後におきまして大阪府のほうにおいても検討がなされる見込みとなっております。また、国のほうへも市長会、町村長会を通じまして財源のほうをさらに入れてもらえるように、要望等は引き続き

してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほうをお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

よろしいですか。3回です。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

この議案第43号、忠岡町国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

昨年4月より、本町は大阪府の標準保険料に合わせました。6年間の激変緩和措置がある中で、大阪府に合わせたのは府下43市町村の中で14団体であるということでありました。府の標準保険料になると下がると、スタートする前には言われておりましたが、実際スタートした昨年4月から、所得の高い人は下がったけれども、所得の低い人は上がるということが起きたわけです。

また、平成30年度と比べて今年度は、1人平均6.8%の大幅な値上げとなりました。今でも高い保険料、ことしは府下でも19番目です。国保料というのは中小企業などが加入している協会けんぽの1.3倍も高いです。また、大企業などの組合健保の1.7倍も高い。年金生活者が加入する国保は、今や誰もが一生に一度お世話になる医療保険であり、高齢者、ワーキングプア、病気で働けない人などに医療を保障する社会的弱者の医療制度です。

国保法第1条の規定にあるとおり、市町村国保は社会保障の仕組みであり、社会的弱者の救済のために国や自治体が必要な公費を投入するのは当然であります。

しかしながら、本町の赤字が解消され、黒字になってきているにもかかわらず、保険料を下げることはしない。この基金条例は大阪府に支払う納付金だけに使うための基金であるというご説明でありました。国保の積立金ができても、この縛りのある基金条例に積まれると、住民への保険料の引き下げや減免制度の拡充にも使えません。

国、大阪府に対し国保運営に対する財政負担を求めつつ、住民の命と健康を守る自治体としての役割も果たすことを求めて、本条例案には反対をいたします。

議長（杉原 健士議員）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号 忠岡町国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（杉原 健士議員）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（杉原 健士議員）

日程第12 議案第44号 忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第44号 忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例を制定する経緯につきましては、国は人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が経営する公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計の適用の推進を求めているところでございます。

本町の下水道事業におきましても、経営状況、資産等を正確に把握し、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図るため、地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用するにあたり、同法第4条の規定により、下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため、本条例を制定し、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

忠岡町下水道事業の設置に関する条例のこの議案について、2点ご質問いたします。

現在、下水道会計は特別会計であります。今度から公営企業会計化するというものがあります。経営の見える化、透明性と、あと健全化ということのようではありますが、問題は、独立採算制ということになり、下水道料金の引き下げのための基準外繰り入れをしなくなるのではないかとこの点であります。住民の下水道使用料ですね。会計が赤字になったからといって、それが見えるということで値上げにつながっていくと、値上げしやすくなってしまふという懸念があります。忠岡町の下水道料金は20立米で、大阪府下で15番目に高いですね。高いほうです。これ以上の値上げはしないしてほしいという立場からなんですけれども、そういう会計が赤字になったら値上げにつながっていくのではないかと、こういった点が1点と。

もう1点は、住民にばかり負担を押しつけるということではなく、経営努力が今以上に忠岡町に求められるということになるわけでありまして。今現在、下水道が来ているにもかかわらず未接続の世帯が779世帯あります。7,495世帯のうち779ですから、1割がまだ未接続ということでありまして。接続していただいて水洗化率を上げていくと、料金収入を得ていくという、そういう下水道課としての今後の努力についてはどのようにお

考えなのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問の、下水道使用料の値上げのため公営企業会計へ移行するものではないというふうには考えております。下水道使用料の値上げにつきましては現在考えてはおりませんが、料金につきましては、公営企業会計へ移行しましても、あくまでも収入と支出のバランス、また今後の維持管理経費を勘案しまして、ご負担をお願いせざるを得なくなった場合には値上げをお願いしていくことになるかと考えております。

それと、もう1点なのですが、一般会計からの繰り入れにつきましては、公営企業会計へ移行しても変わるものではございませんので、今後につきましても適正な繰り入れにつきまして財政課と協議を行ってまいりたいと考えております。

それと、2点目なのですが、議員仰せのとおり公営企業会計化することにより財務諸表等を検証しながら、限られた財源を有効に活用する仕組みの中で、長期的、効率的に安定した事業運営を行うことが必要となってきます。まずは経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。人口減少によります使用料収入の減少に対応する対策の一つといたしまして、先ほどご指摘のありました水洗化の促進について、今後もより一層の啓発に努めるなど、経営努力には努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第13 議案第45号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第45号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることが可能となったことを受け、本町の印鑑登録についても旧氏の記載を可能とするため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第14 議案第46号 町税条例等の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第46号 町税条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の非課税措置の拡充、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置、軽自動車税種別割の軽減率適用期間の延

長、その他所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 町税条例等の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第15 議案第47号 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第47号 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、災害援護資金の貸し付けを受けた者が償還金の支払いが著しく困難になったと認められる場合における、償還金の支払い猶予及び償還免除の対象範囲の拡大等が定められたため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第16 議案第48号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第48号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を削除するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第17 議案第49号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第49号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表し、利用者の火災被害を軽減するとともに、防火対象物の関係者に対しても、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第18 議案第50号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第50号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、8,678万3,000円で、これを補正することにより、予算

総額は69億4,190万4,000円となります。

歳入につきましては、第9款、地方交付税で、普通交付税95万3,000円を計上、第13款 国庫支出金で、個人番号カード利用環境整備費補助金198万2,000円を計上、子ども・子育て支援事業費補助金43万4,000円を計上、母子保健衛生費補助金63万2,000円を計上、協力・連携に係る経費交付金10万8,000円を計上、第18款 繰越金で、前年度繰越金7,210万1,000円を計上、第19款 諸収入で、前年度後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金222万4,000円を計上、前年度介護保険特別会計繰出金精算返還金404万8,000円を計上、子どものための教育・保育給付交付金国庫負担金前年度収入1,000円を計上、第20款 町債で、小学校整備事業債430万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、町制施行80周年記念事業講師等謝礼68万6,000円を計上、町制施行80周年記念事業消耗品代5万9,000円を計上、町制施行80周年記念事業委託料120万円を計上、町制施行80周年記念事業機器借上料5万5,000円を計上、財政調整基金積立金3,700万円を計上、印鑑登録システム改修委託料121万円を計上、幼児教育無償化対応に係るシステム改修業務委託料43万4,000円を計上、共済組合26万8,000円を計上、臨時職員賃金161万4,000円を計上、事務用等消耗品代10万円を計上。

第3款 民生費で、事務費等繰出金160万7,000円を計上、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金785万5,000円を計上、前年度障害者医療費国庫負担金精算返還金321万2,000円を計上、前年度障害児通所給付費等国庫負担金精算返還金213万3,000円を計上、前年度自立支援医療費府費負担金（更生医療）精算返還金172万7,000円を計上、地域支援事業繰出金（総合事業）70万円を計上、国民年金システム改修委託料10万8,000円を計上、給食費補助金（副食費相当分）248万1,000円を計上、前年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金精算返還金5万7,000円を計上、前年度児童手当国庫負担金精算返還金1万円を計上。

第4款 衛生費で、母子保健情報連携システム改修委託料94万9,000円を計上、前年度感染症予防事業費等国庫負担金精算返還金6,000円を計上、霊園使用料返還金383万円を計上、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算負担金482万5,000円を計上、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金607万3,000円を計上。

第8款 土木費で、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託料335万円を計上。

第10款 教育費で、東忠岡小学校第2体育館解体工事設計監理業務委託料484万円を計上、前年度子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業分）国庫補助金精算返還金39万4,000円を計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定事業について、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額を1,765万円と定めるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、小学校整備事業債430万円を追加するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

議案第50号、令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、お伺いいたします。

議案書61ページ、第10款第2項第1目、学校管理費として第13節、委託料についての質問ですが、この補正予算は東忠岡小学校第2体育館解体工事の設計監理業務委託料となっていますが、設計業務完了と解体工事のおおよその日程を教えてくださいと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

解体工事につきましては、来年の8月、夏休み期間中に解体撤去する予定でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

古い建物でもありますし、アスベストも含んでおられると思いますので、しっかりとした、またゆとりある工事日程を組んでいただいて、子どもたちや近隣住民の安全を守りながら解体の工事をお願いいたします。

今回の解体工事に関しまして、東地区での認定こども園の開設に関与する工事とお伺いしていますが、なぜこの時期に補正予算を計上していますのでしょうか。また、あわせて認定こども園の開設計画も教えていただきたいと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

工事費の積算ですけれども、令和2年度の当初予算に間に合わそうとするため、今年度、9月議会で設計委託の補正を組ませていただきまして、今年度中に工事費の積算をしたいと思っています。

次に、認定こども園の整備計画でございますけれども、現在、測量の業務を委託しております。この分につきまして今年度中の測量の経過がおくれるという可能性が出てきております。また、保護者のほうから「園庭のほうをまず確保してから工事のほうをしてほしい」という要望もございましたので、認定こども園の開設につきましては、当初、令和3年4月から開園と予定しておりましたけれども、最低でも1年先送りになる可能性として出てきております。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今年度、忠岡地区において公私連携のこども園が開園しました。その開園に当たって新設の工事また旧忠岡保育所の解体工事が、保護者の説明不足もあって、約1年4カ月もの間、園庭の規模が大幅に縮小した経緯もあり、子どもたちが思いきり外遊びをできない環境となっていました。今回につきましては保護者からの強い要望もあってこのような経緯に至ったことは今後の忠岡町にとって大変重要なことだったと思います。また、聞き入れてくださいました忠岡町にも感謝いたしたいところでございます。また引き続き、しっかりとした計画をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

52ページの債務負担行為の補正、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定事業、限度額は1,765万円と、61ページの都市計画総務費の、同じこれの委託料ですね。335万円、合計2,100万円についてお聞きをいたします。

もう1点あるんですけども、まず1つ目が、この立地適正化計画というところについてですが、立地適正化計画は、山合いなどで住民の点在している過疎の地域でよくつくられている計画というイメージがありまして、人の住むところや商業施設、さまざまな施設などを誘導して集積していくという計画であります。本町のような小さなまちで、もう既に集積しているように思いますが、立地適正化計画が本当に要るのかという点、そしてこれは移住していかないと、取り残された方については受けるサービス、住民サービスが受けられないとかいうふうな、住民サービスに差が出てくるのかというところで、移住とかそういったことについては、強制力というものはあるのかという点。

あともう一つは、来年度から予定していたということでもありますけれども、なぜ今、9月議会の補正予算で出されておられるのか、この点についてまとめてお聞きしたいという点と。

もう一つは、別の項目でありますけれども、これも60ページのクリーンセンター費の賠償金、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金607万3,000円についてであります。これについては長期包括契約の最終年度の賠償金ということで、これは国土交通省が技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請ということで、お願いということで、技能労働者の賃金を上げたってという、そういうお願い文書に基づいて、受託企業のほうから申し出があったという件を受けてのことです。

長期包括契約は受託企業が町から渡し切りの委託金で運営するので、企業がコストダウンしても利潤を幾らでも上げてもらっていいですよというものであって、余っても忠岡町に返さなくてもいいような委託契約方式であります。委託金で足らなければ、それは企業の側が負担してくださいよというものであります。

そういう長期包括契約の前提がありながら、この「人件費を上げてください」という受託業者からの申し出に、契約上、法的にこの人件費分の600万円を支払う義務は忠岡町にあるのかという点ですね。その点についてお聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まず、立地適正化計画について答弁をさせていただきます。

議員ご質問の、現状コンパクトな本町において立地適正化計画が本当に必要なのかということにつきましては、今後の人口減少や少子高齢化社会を見据えて、電車やバス等の公共交通網を中心に都市機能を集約し、効率よく行政サービスを提供する将来型の都市構造を検討し、方針づけを行う計画でございます。立地適正化計画ではおおむね20年を見据えた人口減少、高齢化に対応する都市構造の目標を示すだけではなく、今後の取り組み内容についても検討を行うものであります。

主な取り組み内容としまして、国土交通省の手引きの中では、公共施設の再編、公有財産の最適利用、医療、福祉、教育、子育て施設や中心市街地の活性化、空き家対策の推進などのまちづくりにかかわるさまざまな関係施策との連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果を考慮しつつ総合的に検討することが必要であると示されております。

現状、コンパクトな人口集積が見られる本町におきましても一定、効率的な行政サービスを実施できるとされております人口密度である1ヘクタール当たり40人を下回ることが予想されております。本町におきましても将来的には空き家、空き地の増加による都市のスポンジ化の進行が予想されている中、それらに対応する中長期的な計画、指針を作成することが必要となってきておりますので、今般、計画の策定を議会に上程をさせていただきました。

立地適正化計画の区域設定に基づきまして住民サービスに差をつけることにつきましては、基本的にはないと考えております。また、強制力も基本的にはないと考えております。それと、居住誘導地区というのもございまして、それにつきましては規制というか誘導していく計画となるものでありますので、この点につきましても強制力についてはございません。

それと、なぜ年度途中の補正なのかということにつきましては、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定につきましては、策定と並行して住民参加の都市計画ワークショップ、計画の策定委員会、都市計画審議会、議会への説明を複数回、また住民説明会の実施も予定をしているため、これらの計画の策定には本来2カ年程度を要するものであると考えておりました。当初は令和2年度から令和3年度に2カ年かけて策定をする予定をしておりました。

今回、その予定を早めて実施する理由につきましては、立地適正化計画の中に都市再構築戦略事業として、本町が計画を進めております東忠岡地区認定こども園の整備事業や、その他の子育て支援事業計画を盛り込み、承認を得ることで国の支援制度によります交付金の活用が可能となることが判明いたしましたので、町の財政負担も軽減できることから、全庁的に検討した結果、時期を早めて計画を策定することとなりましたので、今回補正で上げさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。

これまで委員会協議会の中でもご説明させていただいておりますが、平成25年度より国土交通省より、旧労務単価を適用して積算した工事契約及び委託契約について、新労務単価に基づく請負契約に変更することを、地方公共団体に対し要請があり、受託者から協議依頼があり、弁護士とも相談し協議した結果、支払いすることになったものでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

1つ目の立地適正化計画については、居住誘導地区以外に住んでいらっしゃっても別に不利益はないと、何ら受ける住民サービスに差はないということと、あと強制力はないということでもありますね。

それと、あと、来年度からと言っていたのを前倒しにした理由について、策定は2年必要やけどと言うけども、結局は都市再構築戦略事業ですかね、そういったところの交付金を受けるためにというところで、上がった事業が東忠岡地区の認定こども園ですね。幼稚園、保育所を1つにしての、それについての交付金を受けることができる可能性、必ず受けられるとは言いませんけど、そういった、受けることができ町財政負担を減らせるのではないかとということだというふうな説明がありました。

マスタープランの改定もありますけれども、2,100万円かけて立地適正化計画も一緒につくる効果ですね。2,100万円もかけるというのはかなり大きなお金ですけども、それをかけてでもこの交付金というものはそんなにたくさん来るようなものなんですか。その効果はどのくらいあるのかという点をお聞きしたいと思います。

もう1点、衛生費のクリーンセンターの点についてですけども、お聞きした点は契約上絶対払わないといけないのかと、契約上、法的にもそれは支払う義務ですね、義務があるのかという点をお聞きしたんですけども、その点について再度お聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問の、今後国の支援が幾らぐらい受けられるのかという点につきましては、現在、教育委員会で進めていただいておりますこども園の整備計画、ちょっとまだこれが固まっておりませんので、金額的にはきょうの段階では申し上げることは難しいんですが、この事業が交付金の対象となった場合につきましては、少なくとも本町にとってかなりのメリットがあるということで、お答えのほうはきょうはその程度しかできないので、申しわけございません。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほどと同じような答えにはなるんですが、受託者から協議依頼がありまして、弁護士等とも相談いたしました結果、支払うことになったということでございます。

なお、その中で当然交渉はさせていただいておりますので、委託契約の分については支払いを免除していただいております。工事に関してのみという形で支払うということになってございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

立地適正化計画の計画をつくる効果額ですね。金額は具体的にはおっしゃられませんでしたけれども、2, 100万円かけて、それよりも以下の金額ではないというところは確認したいと思いますという点が1点と。

それとあと、衛生費の分ですね、2つ同時なのでちょっとややこしいですけど、クリーンセンターの件については、契約上は協議には応じるけど、支払い義務はないというところだと思います。ですので、これについては意見がいろいろとありますけれども、やはり10年間で約37億円のそういう事業でありましたけれども、37億の予定価格というんでしょうかね、その内訳が1つとっても大規模改修費の16億円、金利の分を引いても15億円としても企画提案書ですね。プロポーザルで出された受託業者の企画提案書では11億7,000万円の炉をつくるというところが出ていますので、その差は歴然で、15億と11億7,000万、かなり差があると。そして、点検補修費についても10年間で4億5,000万円というふうな、そういう内訳の説明を町からも聞いていましたけれど

も、毎年の整備計画というのを提出させておりますが、受託業者から上がってきた分が3億8,000万円ということで、点検補修費についても当初予定していた金額よりも、まだそれを超えているわけではないということで、そういった2つを見ても十分に利益は上げれているのではないかとこのように予測できます。

それは昨年の3月に議会にもご提出いただいた、このクリーンセンター長期包括整備運営管理事業の実施前、実施後の経費の比較表というところでも、その数字は出ております。なので十分に利益を上げれていると。点検補修費についてもその範囲内だと、10年間。ですけど、点検補修費の部分での技術者の人件費の分が上がっているというところを上げるとするのは、利益幅が下がってしまうと、利益が減ってしまうから出してあげるという結果になってしまっているのではないかとこのように思います。ということで、法的に人件費の追加分は必要ないというふうに考えておりますということで、これは幾ら言っても平行線ですと来ている議論ですので、そのことは指摘をしておきたいというふうに思います。

もう一つの立地適正化計画については、2,100万円よりも効果はものすごくあるのかどうかという点だけ、お聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

このたび提案させていただいています2,100万円なんですが、今回ご承認いただきましたら10月に委託業者を決める入札を行うわけでありますが、仮にその金額が2,100万円だとしますと、少なくともそれを下回ることはないというふうに考えております。

議長（杉原 健士議員）

ちょうど3回ですので、よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第19 議案第51号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第51号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

まず、元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算」の名称を「令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算」に改めると共に、元号による年表示について令和に読みかえるものであります。

今回の補正予算額は、2,263万2,000円で、これを補正することにより、予算総額は19億9,335万7,000円となります。

歳入につきましては、第5款 繰入金で、事務費等繰入金160万7,000円を計

上、第6款 繰越金で、前年度繰越金2,102万5,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、臨時職員賃金160万7,000円を計上、第5款 保健事業費で、保健師等賃金68万4,000円を計上、臨時職員費用弁償7,000円を計上、保健指導等研修会参加費1万6,000円を計上、第7款 諸支出金で、前年度国民健康保険給付費等交付金（特別交付金）返還金33万3,000円を計上、第9款 基金積立金で、国民健康保険事業財政調整基金積立金1,998万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

さきに上程されました議案第43号の国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について反対をいたしました。よって、本議案には、臨時職員の賃金が計上されておりますが、前年度繰越金2,102万5,000円のうち納付金にしか使わない国民健康保険事業財政調整基金積立金1,998万5,000円も計上しているため、議案第51号、忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算には反対をいたします。

議長（杉原 健士議員）

ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議がありますので、起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長（杉原 健士議員）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第20 議案第52号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第52号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,970万5,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億3,413万1,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、介護給付費負担金47万4,000円を計上、第4款 支払基金交付金で、介護給付費交付金786万5,000円を計上、第5款 府支出金で、介護給付費負担金13万8,000円を計上、第7款 繰入金で、地域

支援事業繰入金 70 万円を計上、第 8 款 繰越金で、前年度繰越金 2,052 万 8,000 円を計上。

歳出につきましては、第 4 款 基金積立金で、介護給付費準備基金積立金 2,258 万 9,000 円を計上、第 6 款 諸支出金で、前年度国庫支出金精算返還金 158 万 8,000 円を計上、前年度府支出金精算返還金 85 万 2,000 円を計上、前年度支払基金交付金精算返還金 62 万 8,000 円を計上、前年度一般会計繰入金精算返還金 404 万 8,000 円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 52 号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第21 議案第53号 令和元年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第53号 令和元年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

まず、元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算」に改めるとともに、元号による年表示について令和に読み替えるものであります。

今回の補正予算額は、591万6,000円で、これを補正することにより、予算総額は4億6,741万5,000円となります。

歳入につきましては、第4款 繰越金で、前年度繰越金591万5,000円を計上、第5款 諸収入で、延滞金1,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等納付金350万5,000円を計上、第3款 諸支出金で、前年度分保険料払戻金18万7,000円を計上、前年度一般会計繰入金返還金222万4,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第53号 令和元年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第22 認定第1号 平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに日程第23 認定第2号 平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件を一括して上程いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

認定第1号 平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額69億1,487万5,483円、歳出決算額68億3,929万3,173円、差引7,558万2,310円は、令和元年度へ繰り越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入決算額19億5,940万6,232円、歳出決算額19億3,838万81円、差引2,102万6,151円は、令和元年度へ繰越をいたしました。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額15億9,262万2,539円、歳出決算額15億7,209万4,223円、差引2,052万8,316円は、令和元年度へ繰り越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額4億5,434万6,612円、歳出決算額4億4,843万2,401円、差引591万4,211円は、令和元年度へ繰り越しをいたしました。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額10億7,639万2,756円、歳出決算額11億593万7,573円、差引2,954万4,817円の歳入不足が生じたので、令和元年度より繰上充用をいたしました。

以上、各会計別決算額を申し上げましたが、内容につきましては、事項別明細により審議の上、ご認定のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

次に、認定第2号 平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定について、概要説明を求めます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

認定第2号 平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定につきまして、提出者の町長にかわりまして、ご説明を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

収益的収支につきましては、収入では、水道事業収益決算額3億4,207万7,930円で、内訳につきましては、営業収益3億3,764万8,262円、営業外収益228万459円、特別利益214万9,209円であります。

支出につきましては、水道事業費用決算額4億2,037万6,134円で、内訳につきましては、営業費用3億5,214万3,435円、営業外費用848万4,370円、特別損失5,974万8,329円、予備費は執行ございません。

収支差し引き 7, 829万8, 204円の純損失となりました。

次に、資本的収支につきまして、収入では5, 500万円で、内訳としまして企業債5, 500万円でございます。

支出につきましては、7, 711万8, 499円で、内訳につきましては、建設改良費5, 490万7, 556円、企業債償還金2, 221万943円でありまして、収支差引2, 211万8, 499円の不足であります。損益勘定留保資金で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、以上2件は6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

議長（杉原 健士議員）

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

小島みゆき議員・是枝綾子議員・松井匡仁議員・三宅良矢議員・前川和也議員・私、杉原健士、以上の6名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

16時40分から再開いたします。

（「午後4時30分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後4時40分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

この際ご報告します。委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長も決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長に三宅良矢議員、副委員長に小島みゆき議員、以上であります。

なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告願います。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

令和元年第3回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第24 意見書第5号 国民の老後の安心を保障する年金制度への改革を求める意見書の提出について

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

日程第24 意見書第5号 国民の老後の安心を保障する年金制度への改革を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第5号 国民の老後の安心を保障する年金制度への改革を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国民の老後の安心を保障する年金制度への改革を求める意見書を提出する。

令和元年9月9日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

賛成者 同 河野 隆子

国民の老後の安心を保障する年金制度への改革を求める意見書（案）

厚生年金だけでは老後30年間に夫婦で2,000万円の蓄えが必要などとした金融庁の審議会報告書を契機に、年金制度への不安が広がっています。

年金制度についての「100年安心」の中心は、「マクロ経済スライド」というもので、毎年の受け取る年金の改定率を、物価や賃金の伸び率より低く抑え込むことで年金が目減りしていくものです。この仕組みを今後20年続けることにより、令和22年（2040）年時点で本来なら25兆円となるはずの基礎年金の給付額を7兆円削減し、18兆円に抑える計画となっています。

これが実行されれば、現在でも月6万5,000円にしかない基礎年金の満額が、月2万円も減額され、月4万5,000円にされてしまいます。

「マクロ経済スライド」では、若い世代ほど年金の削減幅は大きくなり、現在41歳より下の世代は、夫婦で30年間に受け取る年金が、今より1,600万円も少なくなり、3,600万円の蓄えが必要な計算になります。このような仕組みはやめて、安心できる年金へと変えることが求められます。また、日本の公的年金制度には、最低保障の仕組みがありません。先進国では日本だけです。国連の社会権規約委員会からも、「最低年金を

公的年金制度に導入すること」とたびたび勧告されています。

最低年金制度が導入されれば、低年金・無年金などを解決する道が開けます。

よって、政府におかれては、老後の安心が保障できる年金制度を実現されるよう、以下のことを強く要望します。

記

1. これ以上、年金受給額が減らないように、「マクロ経済スライド」制度を廃止されること。
2. 全額国庫負担で、低年金者の年金に上乘せ・底上げなど行い、暮らせる年金額にされること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本意見書案について、補足的に趣旨説明をさせていただきます。内容については意見書の文面どおりであります。

そして、100年安心のこの年金制度の中心は「マクロ経済スライド」というものであり、年金の給付水準を減らし続けるというものであります。年金財政の収支を均衡させるという名目のもとに、毎年度の年金の改定率を物価や賃金の伸び率よりも低く抑えることで年金を目減りさせていくという仕組みで、このスライドを今後20年続けることにより、2040年度時点で、本来なら25兆円となるはずの基礎年金の給付額を7兆円削減し18兆円に押さえ込むというのが政府の計画であります。これは若い世代ほど年金の削減額が大きくなるというものであります。

2019年度に政府・厚生労働省が公表した公的年金の財政状況と給付の見通しに関する財政検証によりまして、これは低賃金ほど今後年金が目減りするということでもあります。マクロ経済スライドによる削減は厚生年金の報酬比例部分よりも基礎年金、国民年金部分で大きく削減されると。基礎年金の削減率は経済成長が進むケース3、経済成長が0.4%の場合で、報酬比例部分のほうが2.8%削減されるのに対し、基礎年金、国民年金部分の削減率は28%ということになり、そして経済が停滞するという、経済成長率

がゼロ%のケース5では、報酬比例部分が10.7%を減されるのに対し、基礎年金部分が39.8%削減されるという、大変、年金を受け取る方の中でも格差が出てくると。現役時代に低賃金だったり厚生年金加入期間が短かったりして報酬比例部分の年金額が少ない世帯や自営業や非正規雇用のために国民年金のみ加入の世帯など、低年金の世帯ほど基礎年金部分を大きく削る、このマクロ経済スライドの影響を強く受けるということになります。

そのため、このマクロ経済スライド制を廃止するということと、あと全額国庫負担で、低年金の方に上乘せ、底上げで暮らせる年金制度にするために財源というものがまだまだあります。というのは、まず高額所得者優遇の保険制度を見直すということでもあります。高額所得者優遇というのは、今の年金は年収1,000万円が上限で、それ以上の年収があっても保険料はそれ以上は取られません。年収2,000万円の人も年収1億円の人も、保険料は年額95万5,000円です。収入に対する保険料負担率が、年収1,000万円の方は9.15%、本人負担分ですが、年収1億円だとたった0.95%になってしまうということでもありますので、保険料の低過ぎる上限額によって実質上の徴収免除となっている保険料が2兆円を超えるということでもありますので、この部分ということと。

あと巨額の2つ目、巨額の年金積立金、日本はかなり年金の積立金があります。厚生年金、国民年金、共済年金を合わせて200兆円にも上り、これは給付費の4年分に当たります。ところが、ヨーロッパ諸国の年金積立金は、ドイツが給付費の1.6カ月分、イギリスが給付費の2カ月分、フランスが給付費の1カ月分未満ということであり、日本のため込みが異常なわけであります。

ところが、このため込みを、2050年代まで積立金をふやし続け、2100年まで温存するという計画であります。そして、その年金積立金を株価つり上げの道具に使っているということは言語道断であります。ということで、国民の財産である年金資金をアベノミクスの成果を演出するために利用しているというところは大変問題であります。

こういう年金積立金を活用していくこと、そして賃上げと、非正規ではなく正社員化を進めて保険料収入と加入者をふやしていくということなど、財源を十分つくることができるわけであります。

ということで老後の安心を保障する年金制度というのは誰もの願いであります。ということで、この意見書を国に提出して行って、忠岡町民の皆さんの老後を安心して暮らせるようにということで、本町議会でもこの意見書を上げていただきたいと思います。

議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第5号 国民の老後の安心を保障する年金制度への改革を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第5号 国民の老後の安心を保障する年金制度への改革を求める意見書の提出について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（杉原 健士議員）

起立少数です。よって、本案は否決されました。

議長（杉原 健士議員）

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可いたします。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

長時間にわたりまして慎重にご審議賜り、そしてご議決いただきましたこと、まことに厚く御礼申し上げます。

協議また審議中に賜りましたご示唆につきましては、これから秋、来年へと、私の参考にしたいと思っております。

どうもご審議ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上をもちまして、令和元年第3回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

（「午後4時54分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年9月9日

忠岡町議会議長 杉原健士

忠岡町議会議員 是枝綾子

忠岡町議会議員 松井匡仁